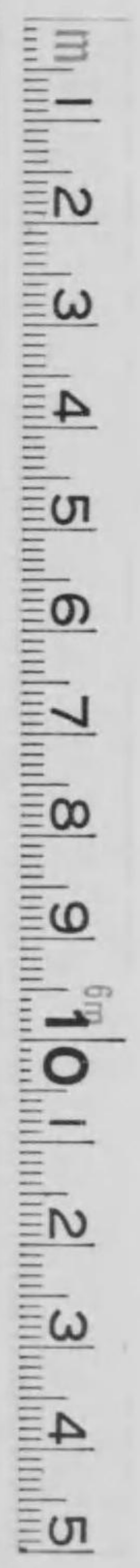


290
39



始



大正十一年六月

補習教育

山梨教育會東八代支會

照藤川中員査審。郎三藤嶋宮長會。三磯井新長査審。吉文内堀員査審



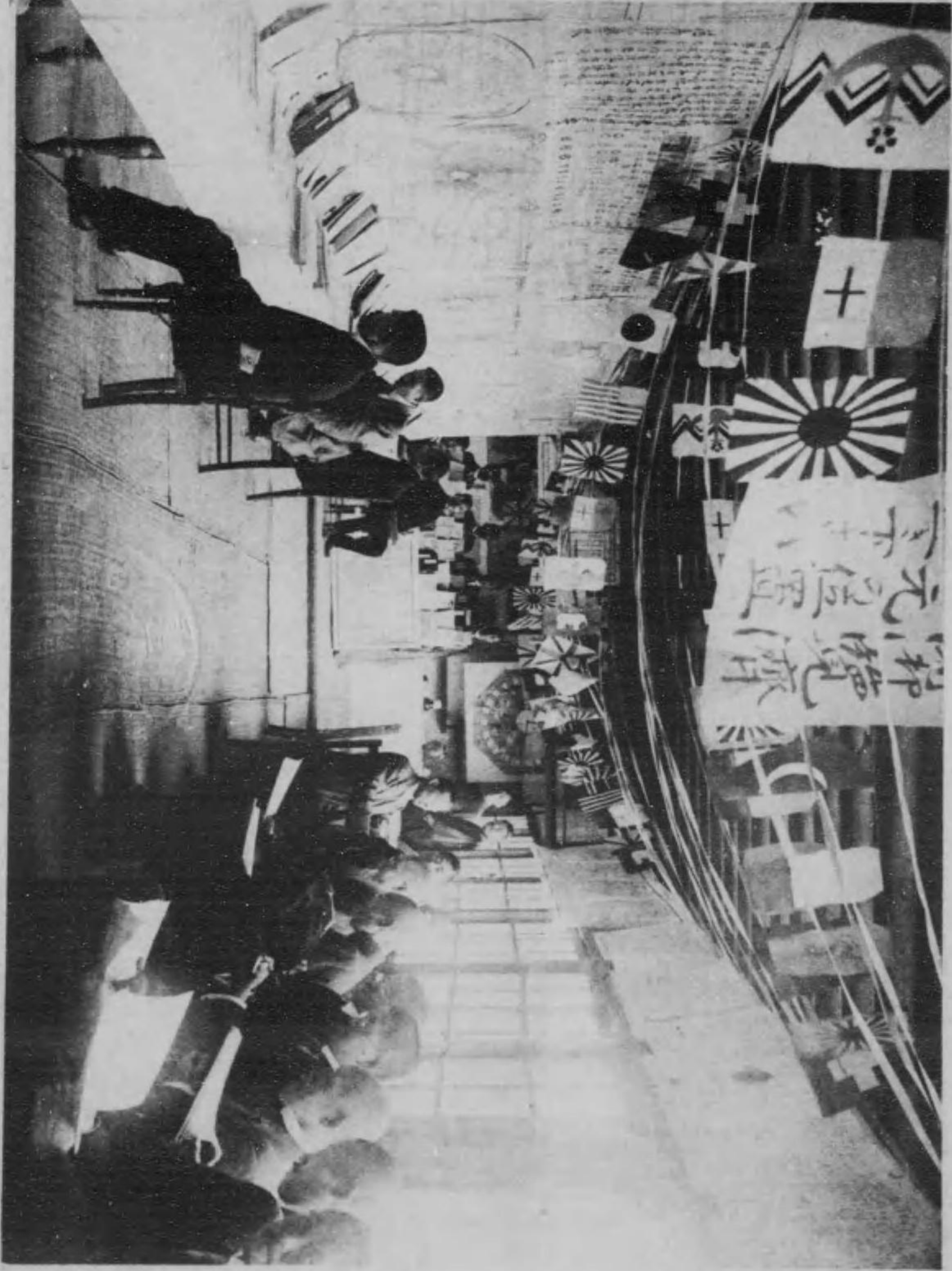
員 委 會 覽 展
 吉惠木大。樹梅角諸。親豊木鈴。重嘉村今。藏德藤齊。易營座神。作文藤内
 郎同馬有。男長山深。包善原槐。淵文上水。章常木鈴。作清坂長。要鐵田坂。次源味五
 法一田矢。平重川早。嘉資田窪。平良林小。義鶴間岩。郎次安竹阿。忠佐柳青



照野川中員査審。即三藤嶋宮長會。三儀生新員査審。吉文内理員査審

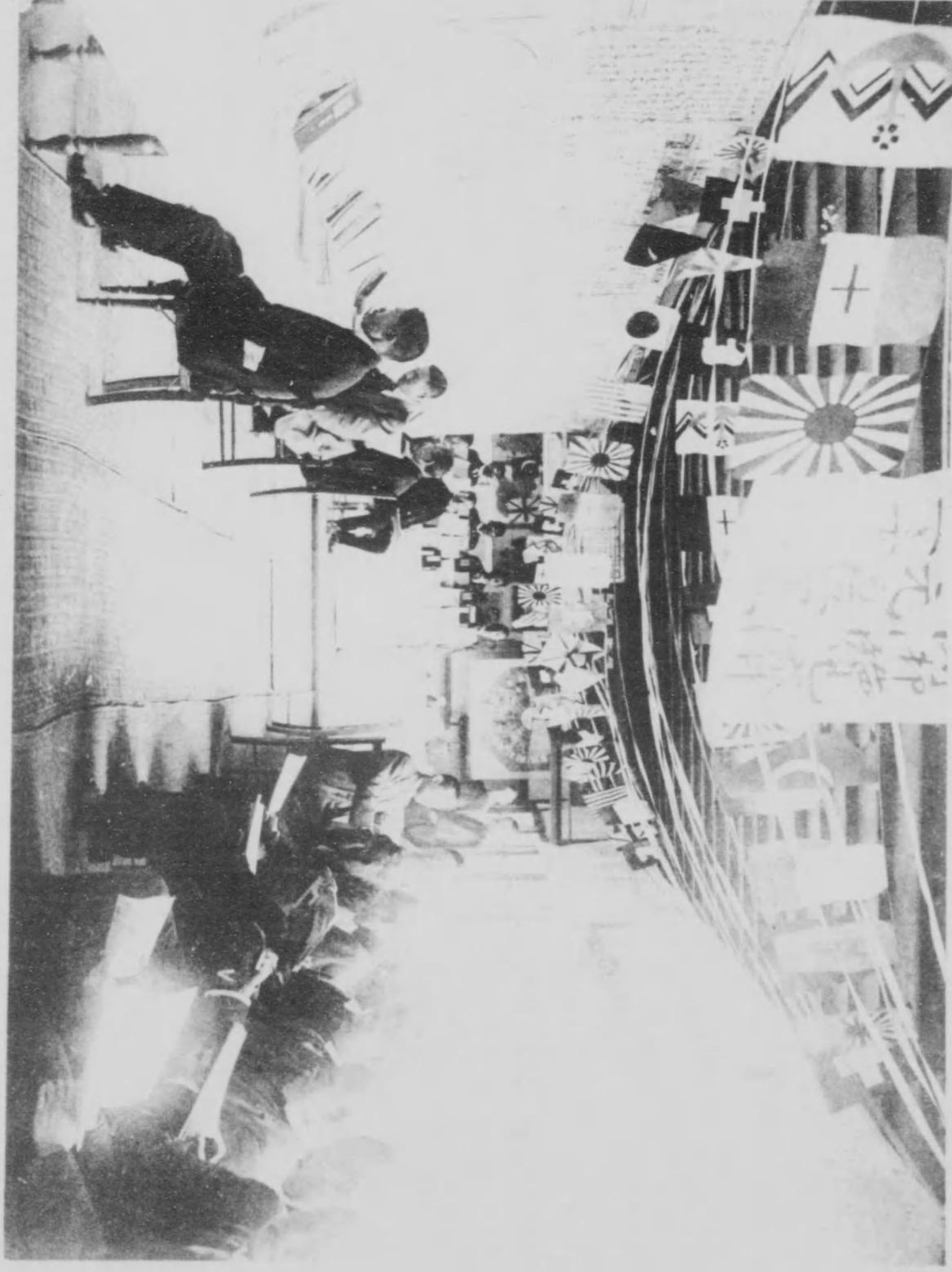
吉盛本大 櫻井角著 櫻野本給 委 重嘉村今 監 藏徳照輝 島宮律神 作文藤内
 櫻田馬有 男長山由泰 包善原悦 潮文上外 常 常 本給 佐高垣接 莫島田坂 永源味五
 社一田矢 平重川早 嘉登田道 本良林小 義朝間岩 即次安竹阿 忠佐柳寺

露光量違いの為重複撮影



部一ノ場會

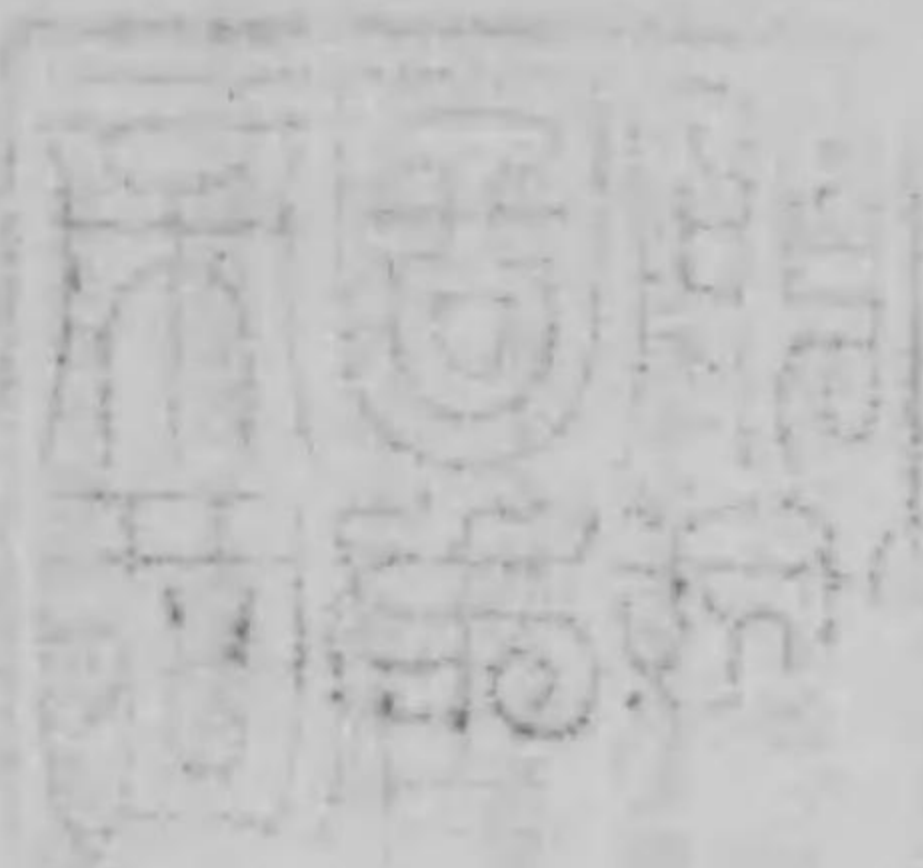
露光量違いの為重複撮影



一第の場

努力により其の實績を擧ぐることを忘れてはならぬ、斯くてこそ實業補習教育の改善振興は期して待ち得ると思ふ。

山梨縣知事 長 野 幹



緒 言

國運の伸張發展を劃せんか其施設一にして足らずとはいへ補習教育の振興改善に俟つものが鮮くない、本支會は茲に見る所があつて去る大正九年度に於いて『實業補習教育展覽會』の開催を議決し該研究物を廣く天下に求めた、然る所全國補習教育關係者は多大の賛意を表せられ幸にも右資料が案外容易に蒐集されたのみならず而も土地の狀況に立脚し時勢の要求に基いた優秀な材料が尠くなかつた、出品点数は縣内が百十一點で他府縣が二百七十七點尙細別すれば第一類施設經營の理想に屬するものが百六十六點第二類全上現況に屬するものが百六十八點第三類全上過去の狀況に屬するものが五十四點あつた會期は大正十年十月十六日から一週間郡役所階上に開いた時恰も第十七回關東聯合教育大會が甲府市に開催された際として該會關係者の來觀は勿論地方實際家の縦覽連日引きも切らず豫定の開期を延長するの好況を呈した

之は強ち主催側としての慶びばかりでなく出品者各位と與に俱に喜ばねばならない

出品物は規定によつて審査し殊に優良なるもの十二点について褒狀を授與した

閉會後支會は今回の此の擧を尙進みて有効ならしむるため委員を擧げて出品物につき大體の整理を行ひ茲に本出版物が出来た次第である

本印刷物が將來の補習教育について多少なりとも資する所があらば望外の喜びである尙本印刷物は全出品物に亘り或は拔萃し或は概括したもので従つて全般的には統一が無い点多々あることと信ずるが如上の様

理由であるから然るべく判讀を願ひたい
猶終りに臨んで本展覽會に資料を提供して下さつた各位に對し茲に謹んで御禮を申し上げます

大正十年十月



一 實業補習學校學則案

▲ 其 ノ 一

市町村立何農業補習學校學則

第一章 總 則

- 第一條 本校ハ市、町、村、私立何農業補習學校ト稱シ併設ス
- 第二條 本校ニ男子部及女子部ヲ置ク
- 第三條 本校男子部ニアリテハ本村在住ノ青年ニ職業ニ要スル知識技能ヲ授クルト同時ニ公民タルノ素養ヲ與ヘ且ツ普通教育ノ補習ヲナシ女子ニアリテハ本村在住ノ處女ニ一家ヲ經營スルニ必要ナル智識技能ヲ授ケ普通教育ノ補習ヲナシ兼テ女子タルノ品性ヲ修得セシムルヲ目的トス

第二章 教 科

- 第四條 本校ノ教科ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 男子部前期ニアリテハ修身國語數學理科公民農業後期ハ修身國語數字農業公民トス
 - 女子部ニアリテハ前期ハ修身國語算術裁縫家事農業大意トシ後期ハ修身國語算術裁縫家事及農業トス
- 第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キ生徒ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ實踐ヲ完カラシムルモノトス
- 第六條 國語科ハ講讀作文習字ニ分ツ

講讀ハ普通文ノ讀解及漢文初步ヲ授クルモノトス
作文ハ普通文日用公文書類等ヲ授クルモノトス

習字ハ日用文字特ニ細字ペン書ノ練習ニ努メシムルモノトス

第七條 算術科ハ筆算及珠算ヲ併用シ加減乘除諸等數利息算比例求積等日常生活ニ必要ノ計算及簿記ニ習熟セシムルモノトス

第八條 理科ハ農業科ト關連シテ植物動物礦物及化學上ノ現象化合物等ノ大要ヲ授クルモノトス

第九條 農業科ハ農業大意作物果樹蔬菜土壤肥料病虫害畜產養蠶林業農家經營農業法規等ヲ授クルモノトス

第十條 公民科ハ公民汎論及各論ヲ授ケ且ツ訓練ヲ施スモノトス

第十一條 裁縫科ハ普通衣服ノ裁チ方縫ヒ方繕ヒ方洗ヒ張リ等ノ知識技能ヲ授クルモノトス

第十二條 家事ハ家庭管理經濟育兒看護衛生食物調理等ニ關スル知識技能ヲ授クルモノトス

第十三條 各教科目科程及每週教授時數ハ別表ニ依ル

第三章 修業時間及休日

第十四條 本校ノ修業年限ハ男子部前期二ヶ年後期三ヶ年研究科二ヶ年トシ女子部前後期各二ヶ年研究科一ヶ年トス 但講習科ヲ設クルコトヲ得

第十五條 研究科ニ在リテハ主トシテ生徒ノ自發的研究自治訓練ヲ爲サシメ學校ハ之カ指導ヲナスモノトス

第十六條 本校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス其學期左ノ如シ

第一學期 四月一日ヨリ十月三十一日迄

第二學期 十一月一日ヨリ翌年三月卅一日迄

第十七條 第一學期ハ適宜毎月隨召時集シ訓育及實地指導ヲナスモノトス

第十八條 第二學期ニ於テハ教授ノ時數二時間以上夜間ニ於テハ女子部教授時數ハ毎日六時間以内ニ於テ適宜之ヲ定ム 但シ朝學ヲ爲スコトヲ得

第十九條 本校ノ休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、祝祭日

二、日曜日

三、産土神日祭

四、冬期休業日（十二月廿六日ヨリ翌年一月九日迄）

五、學年末休業日（三月廿日ヨリ三月卅一日迄）

六、學校紀念日

七、恩賜林紀念日

第四章 入退學

第二十條 本校前期ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者トシ後期ハ高等小學校ヲ卒業シタ

ル者トス其他ノ學校ヲ出テタルモノハ學力調査ヲナシテ相當學年ニ編入ス

第二十一條 本校ニ入學セントスルモノハ學校長ニ願出ツヘシ

第二十二條 退學セントスル者ハ事由ヲ具シ學校長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五章 授業料

第二十三條 授業料ハ之ヲ徵收セス

第六章 修學及卒業

第二十四條 學校長ハ毎年學年末ニ於テ出席日數學業成績ヲ考查シテ修了並卒業ヲ認定ス

第二十五條 前條ノ認定ニ依リ各期ノ最終學年ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與シ其他ノ學年ヲ修了シタル者ニハ修業證書ヲ授與ス其書式左ノ如シ

修業證書

族籍

氏名

右ハ本校前(後)期何學年ノ科程ヲ修業セシコトヲ證ス

年月日

校名印

卒業證書

族籍

氏名

右者本校前期(後期)ノ科程ヲ卒業セシコトヲ證ス

年月日

學校長印

第 號

第七章 賞罰

第二十六條 學力優等品行方正及精勤ナル者ニハ褒賞ヲ授與スルコトアルヘシ

第二十七條 本校生徒ニシテ躰面ヲ汚辱スル行爲アリタル時ハ戒告停學又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第八章 商議員及督勵員

第二十八條 本校ニ商議員若干名督勵員若干員ヲ置キ市町村長之ヲ囑託ス

第二十九條 商議員督勵員ノ任期ハ二ケ年トス

第三十條 商議員ハ管理者又學校長ノ諮問ニ應シ又ハ學校經營上ノ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十一條 督勵員ハ生徒ノ入退學及出席ヲ督勵シ兼テ校外取締ノ任ニ當ルモノトス

第三十二條 本則施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

第九章 附 則

農業補習學校男子部教科課程及每週教授時數表

計	公民	理科	農業	算術	國語	修身	科 教		期 別
							目	時	
一 二	一	一	二	三	四	一	第一學年	數 時	前
一 二	一	二	二	二	四	一	第二學年	數 時	期
一 二	二	二	四	二	三	一	第一學年	數 時	後
一 二	二	二	四	二	三	一	第二學年	數 時	期
一 二	二	二	四	二	三	一	第三學年	數 時	期

農業補習學校女子部教科課程及每週教授時數表

計	農業	家事	裁縫	算術	國語	修身	科 教		期 別
							目	時	
三 三	三	三	一九	三	四	一	第一學年	數 時	前
三 三	三	三	一九	三	四	一	第二學年	數 時	期
三 三	二	四	二	二	三	一	第一學年	數 時	後
三 三	二	四	二	二	三	一	第二學年	數 時	期
三 三	二	四	二	二	三	一	第三學年	數 時	期

▲其ノ二

市町村立何農業補習學校學則

第一章 總 則

終

- 第一條 本校ハ何郡何農業補習學校ト稱シ何學校ニ併設ス
- 第二條 本校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ農業ニ從事シ又ハ從事セントスルモノニ對シ農業ニ關スル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第三條 本校ニ男子部及女子部ヲ置ク

第二章 修業年限及入學資格

第四條 本校ノ修業年限ハ男子部ニアリテハ前期二期年後期三期女子部ニアリテハ前期後期各二期トス

第五條 前期ヲ初等科後期ヲ高等科ト稱ス

第六條 後期ヲ卒業スルモ尙留ツテ研究セントスルモノ、爲メニ研究科ヲ置キ其修業年限ハ二期トス

第七條 尋常小學校卒業者及之ト同等ノ學力ヲ有スルモノハ初等科第一學年ニ入學セシメ初等科ヲ修了シタルモノ又ハ高等小學校(二年程度)ヲ卒業シタルモノハ高等科第一學年ニ入學セシム

第三章 學年、學期、教授季節

第八條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル其學期ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一學期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

第二學期 十一月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第九條 前期及後期ノ教授季節、教授日數、教授時數等ハ左表ニ依ル

男子部

學期	第一學期										第二學期	
	四月十日マデ	五月一日マデ	五月七日マデ	六月	七月	八月	九月二十日マデ	十月一日マデ	十月三十日マデ	十一月	十二月一日マデ	十二月三十一日マデ
教授日數	一〇	四	一	二	二	五	五	一三	四〇	二	二	二
	二〇	八	二	四	四	三〇	一〇	二六	一〇〇	四	二四	二四
教授時刻	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	全 上	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	全 上	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	晝間 午後三時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間
	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	全 上	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	全 上	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	晝間 午後三時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間
教授日數	八	二	一	二	二	五	五	二	三五	二	二	二
	一六	四	二	四	四	三〇	一〇	二四	九〇	四	二四	二四
教授時刻	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	全 上	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	全 上	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	晝間 午後三時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間
	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	全 上	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	全 上	晝間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	晝間 午後三時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間	晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間

學 期		
三月一日ヨリ 十五日マデ	小 計	合 計
一〇	五〇	九〇
二〇	一〇〇	二〇〇
晝間 午後二時ヨリ 五時マデノ間		
六	四五	八〇
一二 夜間 午後七時ヨリ 十時マデノ間	九〇	一八〇

女子部

第 一 學 期								學 期	
四月十日ヨリ 三十日マデ	三月十一日ヨリ 三十一日マデ	五月一日ヨリ 三十一日マデ	六月	七月	八月	九月十日ヨリ 三十日マデ	十月	小 計	合 計
一七	二四	二四	一	一〇	四	一七	二四	九七	一六七
八五	一一〇	一一〇	五	五〇	二〇	八五	一一〇	四八五	八三五
晝間 午前八時ヨリ 午後二時マデ	晝間 午後二時マデ	晝間 午後二時マデ	全	全	全	全	全	上	上
第 二 學 期								學 期	
十一月	十二月一日ヨリ 二十日マデ	一月十日ヨリ 月末マデ	二月	三月一日ヨリ 十五日マデ	三月	四月	五月	小 計	合 計
一	一七	一七	二三	一二				七〇	七〇
五	八五	一一五	六〇					三五〇	三五〇
晝間 午前九時ヨリ 午後二時マデ	晝間 午後二時マデ	晝間 午後二時マデ	全	全	全	全	全	上	上

第十條 毎週ニ於ケル授業日ハ男子部ハ四日(月火木金)トシ女子部ハ六日トス

第十一條 研究科ハ第一學期ニ二十日第二學期ニ三十日間以上出席研究スルモノトス

第十三條 本校ノ休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一祝 日祭日 二日 曜日 三氏神祭日

第四章 教科目程度

第十三條 本校ノ教科目左ノ如シ

男子部

修身、國語、數學、理科、農業、体操及武道

女子部

修身、國語、數學、家事、裁縫、農業、体操

研究科ニアリテハ男子部ハ主トシテ農業女子部ハ主トシテ家事裁縫ニ關スル研究及實習ヲナサシムルモノトス

第十四條 各教科目ノ程度及毎週教授時數ハ左表ノ如シ

男子部

前 期		後 期	
男子部		男子部	

農 業	體 操	裁 縫	家 事	數 學	國 語	修 身	科 目	學 年
							時數	教授週
二	二	一九	一	二	三	一	道徳ノ要旨 作日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
二	二	一九	一	二	三	一	筆算ノ整數 分數小數 珠算ノ乘除 加減	二 年
二	二	一九	一	二	三	一	筆算ノ整數 分數小數 珠算ノ乘除 加減	二 年
二	二	一九	一	二	三	一	筆算ノ整數 分數小數 珠算ノ乘除 加減	二 年
二	二	一九	一	二	三	一	筆算ノ整數 分數小數 珠算ノ乘除 加減	二 年
二	二	一九	一	二	三	一	筆算ノ整數 分數小數 珠算ノ乘除 加減	二 年
二	二	一九	一	二	三	一	筆算ノ整數 分數小數 珠算ノ乘除 加減	二 年
二	二	一九	一	二	三	一	筆算ノ整數 分數小數 珠算ノ乘除 加減	二 年
二	二	一九	一	二	三	一	筆算ノ整數 分數小數 珠算ノ乘除 加減	二 年

女子部

體操(教練體操及競技) 武道(劍道柔道) トシ毎週一時間以上時間ヲ増シテ課スルモノトス

農 業	理 科	數 學	國 語	修 身	科 目	學 年
					時數	教授週
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年
三	一	一	二	一	道徳ノ要旨 日常必須ノ 文字文章ノ 讀方綴方書	一 年

第五章 入退學

第十五條 本校ノ入學期日ハ每學年ノ始トス

但シ臨時入學ヲ許ス

第十六條 本校ニ入學セントスルモノハ入學願書ヲ提出シテ許可ヲ受クヘシ

第十七條 退學セントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ退學願書ヲ提出スヘシ

第六章 修業及卒業

第十八條 學校長ハ本校所定ノ課程ヲ卒業セリト認メタル者ニハ第一號書式ノ卒業證書ヲ授與ス

前期ノ課程ヲ修了シタルモノニハ第二號書式ノ修業證書ヲ授與ス

研究科ヲ修了シタル者ニハ第三號書式ノ修業證書ヲ授與ス

第七章 授業料

第十九條 授業料ハ徵收セズ

第八章 賞罰

第二十條 品行方正學業優秀並ニ精勤者ニハ褒賞ヲ授與スルコトアルベシ

第二十一條 生徒ニシテ不都合ノ行爲アリタル時ハ停學又ハ退學ヲ命スルコトアルベシ

第九章 附則

本則實施ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

書式第一號

卒業證書

氏名

生年月日

右者本校ニ於テ所定ノ課程ヲ卒業ヘタリ依テ之ヲ證ス

年月日

學校長 氏名 印

番號

書式第二號

修業證書

氏名

生年月日

右者本校ニ於テ前期ノ課程ヲ修了セリ依テ之ヲ證ス

年月日

學校長 氏名 印

修了證書

氏名

生年月日

右者本校ニ於テ研究科ノ課程ヲ修了セリ依テ之ヲ證ス
年月日

學校長 氏名 印

▲其ノ三

市町村立何工業補習學校學則

- 第一條 本校ハ工業ニ從事シ又ハ從事セントスルモノニ其職業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲナシ優良ナル工業者ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本校ハ何工業補習學校ト稱シ何小學校ニ設置ス
- 第三條 本校ノ修業年限ハ豫科一ケ年本科三ケ年高等科一ケ年トス
- 第四條 本校ノ學科課程ハ別表ノ通りトス

第五條 學年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル之ヲ三學期ニ分ツ

第六條 授業時數ハ毎週十二時間トシ午後三時ヨリ午後六時迄ノ間ニ於テ之ヲ定ム

第七條 休業日ハ左ノ通り之ヲ定ム

日曜日、大祭祝日、靖國神社大祭日、氏神祭日、海軍記念日、毎月二十八日(給料日)

(學年終始休業) 二十日間、冬期休二十五日間 夏期休業五十日間

第八條 本校ニ入學シ得ヘキモノハ左ノ資格ヲ具フル男子トス

一 豫科 滿十二年以上ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シ高等小學卒業程度ノ實力ナキモノ

二本科 高等小學卒業以上ノ實力アリト認ムルモノ

三高等科 本科卒業生若クハ之ト同等以上ノ學力アルモノニシテ成績優良ニシテ將來有望ナル者

第九條 各學年課程修了又ハ卒業ハ學校長ニ於テ適當ナル方法ニ依リ之ヲ認定ス

第十條 所定ノ課程ヲ卒業シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス

第十一條 授業料ハ一ケ月五拾錢トシ八月ヲ除キ毎月二十八日納付スルモノトス但變更ノ必要アルトキハ豫メ協議スルモノトス

學科課程及書目表

期	別	學	科	目	書	名	著	者	名	定	價	發	行	所
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

豫科、本一、本二	國語	大正國語讀本	保科孝一	省略ス
全部	修身	實業補習學校修身教科書	吉田靜致	
豫科、本一	算術	實業新算術教科書	長澤龜之助	
本科一、二、三、	代數	實業新代數學教科書	長澤龜之助	
本科二、三、	幾何	實業新幾何學教科書	長澤龜之助	
本科三	三角	實業新三角術教科書	長澤龜之助	
本科一、二、三	英語	クラウンリーダー	神田乃武	

▲其ノ四

市町村立何農業補習學校學則

第一節 總則

- 第一條 本校ハ實業補習學校ノ規定ニ從ヒ小學校教育ノ補習ヲナスト共ニ將來農業林業ニ從事セントスル者ニ適切ナル智識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス
- 第二條 修業年限ハ二ケ年トス
- 第三條 生徒定員ハ八十名トス

第二節 學年學期休業

- 第四條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十日ニ終リ之ヲ左ノ三學期ニ分ツ
 - 第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル
 - 第二學期 九月一日ヨリ十二月卅一日ニ至ル
 - 第三學期 一月一日ヨリ三月卅一日ニ至ル
- 第五條 一學年内ノ休業日左ノ如シ
 - 一、教育ニ關スル勅語下賜紀念日
 - 二、祝日大祭日
 - 三、日曜日
 - 四、夏季休業七月二十一日ヨリ八月三十一日ニ至ル
 - 五、冬季休業十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
 - 六、學年末休業三月二十九日ヨリ三月卅一日ニ至ル
 前項第二號以下ノ場合ト雖トモ實習ハ之ヲ課スルモノトス稻秧收穫等農事繁忙ノ際ハ一學年中七日以内臨時休業スルコトヲ得
- 第六條 學年末休業ノ前後ヲ通シテ六日以内ハ卒業修業證書授與又ハ入學式事務整理等ノ爲教授時間ヲ減シ又ハ教授ヲ停止スル事ヲ得

第七條 授業日數ハ每學年二百四十日以上トス
 但シ特別ノ事情アル時ハ郡長ノ認可ヲ得テ臨時休業スルコトヲ得
 第八條 紀元節、天長節、一月一日教育ニ關スル勅語下賜紀念日、及學校創立紀念日ニハ職員生徒學校ニ
 參集シテ式ヲ行フ
 第三節 學科課程及每週教授時數
 第九條 本校ノ學科課程及每週教授時數ヲ定ムル事左ノ如シ

學科課程表

學科	第一學年		第二學年	
	每週時數	內容	每週時數	內容
修身	二	人道實踐要旨	二	全上
國語	八	普通文、讀方、書方、綴方	八	全上
算術	四	整數、諸等數、分數、小數、比例、珠算加減乘除	四	全上、並ニ比例百分算、求積、測量法大意、珠算
理科	二	植物、動物、化學、物理	二	全上、鑛物
地歴	二	日本地理、外國地理、歴史	二	全上
体操	一	体操及遊戲	一	全上

學科	第一學年		第二學年	
	每週時數	內容	每週時數	內容
圖書	一	自在畫、用器畫		
作物	六	普通作物工藝作物ノ栽培及病理	八	栽培通論、園藝、農産製造、土肥農具、經濟大意
畜産	二	家畜飼育	一	家畜、家禽、飼養管理
養蠶	一	家蠶飼育法	一	蠶体病理、栽桑法
林業	三	林業大意	三	林學大意
計	三三二		三三二	
實習	無定時	作物手入、苗圃ノ保護管理、家畜ノ飼育管理、接木、養蠶工	全上	全上 農産製造、園藝工藝、作物ノ栽培管理

但シ修身ヲ除ク外學課ノ每週教授時數ハ適宜之ヲ綜合ハスコトヲ得
 第四節 入退學

第十條 生徒ノ募集ハ每學年ノ初メニ於テス其期日及人員ハ郡長ノ認可ヲ得テ學校長豫メ之ヲ告示ス
 第十一條 入學者ノ資格ハ年齢十二歳以上ニシテ尋常小學(六年課程)ヲ卒業シ若クハ之レト同等以上ノ學力ヲ有シ品行方正ナルモノニ限ルモノトス
 第十二條 志願者募集人員ニ超過スルトキハ撰拔試験ヲ行ヒ其成績ノ順位ニヨリ入學ヲ許可スルモノトス
 第十三條 入學志願者ハ入學出願期日迄ニ左ノ願書ニ履歷書ヲ添ヘ差出スヘシ
 入學願書書式 (用紙野半紙)

入 學 願

某(志願者ノ名)儀御校へ入學志願ニ付御許可相成度別紙履歷書相添へ此段相願候也

本籍現住所戸主トノ續柄

年 月 日

姓 名 印

生 年 月 日

右之者身元保護上ニ於テハ拙者其責ニ任シ候也

保証人住所族籍

何 誰 印

市町村立何農業補習學校長殿

前書之通り相違無之候也

年 月 日

町村長 何 某 印

履 歷 書 式 (用紙全前)

履 歷 書

本 籍 現 住 所

族籍職業戸主トノ關係(戸主ナラサルトキ)

何 某

生 年 月 日

學 業

一何年何月ヨリ何年何月迄何學校ニ於テ何學科修業其履修セシ等級何々
一何年何月ヨリ何年何月迄何所誰ニツキ何學修業但最終ノ卒業又ハ修業
證書寫別紙ヲ以テ添付スヘシ

職 業

一何年何月ヨリ何年何月マデ何職(何官)ニ從事(奉職)ス

賞 罰

一何年何月何所ニ於テ何々ノ廉ニ付受賞又ハ受罰

右之通りニ候也

年 月 日

右 何 某 印

第十四條 生徒疾病其他止ムヲ得サル事項ノ爲メ退學セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ學

校ニ願ヒ出テ許可ヲ受クヘシ

第十五條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ退學ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者

一、正當ノ理由ナクシテ引キ續キ一ヶ月以上欠席シタル者

第五節 試驗

第十六條 試驗ヲ分チテ學年試驗及學期試驗ノ二種トス

第十七條 學期試驗ハ受持教員ノ見込ニヨリ毎學期一回以上之ヲ行フモノトス

第十八條 學年試驗ハ每學年ノ終リニ之ヲ行フモノトス

第十九條 試驗ノ成績ハ各學期各學年末毎ニ保證人ニ通知シ第二學年ノ學年試驗ニ合格シタルモノニハ左式ノ卒業證書ヲ授ク

校印	卒業證書	族籍氏名	生年月日
右者本校ニケ年ノ課程ヲ履習シ成規ノ試験ヲ經テ正ニ其業ヲ了ヘタリ仍テ茲ニ之ヲ證ス			

年 月 日

番 號

市町村立何農業補習學校長ノ印

校印	修業證書	族籍氏名	生年月日
右本校第一學年ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス			

市町村立何農業補習學校

第二十條 各試験ノ成績ハ各科目十點ヲ最高點トシ總科目平均點六點以上ヲ合格トス但平均點六點以上ト雖モ四點以下ノ學科目アルトキハ不合格トス

第二十一條 病氣其他止ムヲ得サル事情ニヨリ試験ニ欠席シタルモノニハ認定ヲ以テ評點ヲ附スルコトアルヘシ

第六節 授業料

第二十二條 授業料ハ每一人月額金貳拾錢トス

第二十三條 授業料ハ毎月五日迄ニ納入スヘシ

第二十四條 其月ノ五日以後ニ入學シタルモノハ當日直チニ其月分授業料納入スヘシ

第二十五條 學校ノ都合ニヨリ若クハ夏季休業等ニテ全月休業セシメタル時ハ其月分ノ授業料ヲ徴收セス

第二十六條 正當理由ニヨリ欠席全月ニ渉ルモノハ其月ノ授業料ヲ免除ス

第二十七條 戰時若クハ事變ニ際シ出征又ハ召集セラレタル軍人ノ子弟ニ對シテハ其出征又ハ召集中授業料ヲ半減ス

第七節 學資補助

第二十八條 本校生徒ニ對シテハ豫算ノ定ムル所ニヨリ學資ヲ補助スルコトアルヘシ

第八節 賞罰

第二十九條 生徒ノ學業操行優良ナルモノ若クハ特ニ善良ナル行爲アリテ他生徒ノ模範トナルヘキモノハ左ノ範圍ニ於テ賞表ス

賞詞 賞與 旌表

第三十條 師長ノ命令訓戒ニ從ハス若クハ本校ノ規則ニ悖戾シタルモノハ各情狀ニ從ヒ左ノ範圍ニテ處罰ス
戒飾、謹慎責、停學、退學

第九節 生徒心得

第三十一條 生徒ハ誠意誠心教育ニ關スル聖勅ヲ奉體シ左ノ各項ヲ服膺スヘシ

- 一 校則ヲ恪守シ師長ノ訓誨ニ從ヒ德操ヲ磨キ學業ヲ勵ムヘシ
- 二 智能ヲ啓發シ志氣ヲ鞏固ニシ以テ立身報國ノ基ヲ立ツヘシ
- 三 信義ヲ重シ禮節ヲ尊ヒ專ラ質素勤勉ノ德ヲ養ヒ苟モ輕躁浮薄ノ行爲アルヘカラス
- 四 衣食起居ヲ慎ミ身軀ノ健全ヲ計リ精勵ナル習慣ヲ養フヘシ

第十節 附則

第三十二條 此規則施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

終リ

參考

學則中、季節制ノ學校ニ在リテ四月ヨリ九月迄教授ヲ休メル間ハ毎月一回生徒ヲ召集シテ講話スル處アリ大抵此間ハ實習期トシテ家庭又ハ實習地ニツキテ實習セシメ受持教師巡回指導スルヲ通常トセリ
又罰則ハ戒飾、謹慎、停學、留置、退學ノ五種ノ内ニテ一種乃至三四種ヲ規程セリ

二 設置及設備

▲其ノ一

一 設置區域

當校の設置區域は岩手縣江刺郡米里村全部とす

二 校舎及教場

校舎は人首尋常高等小學校の一部にして男女各一教室を有し別に女子の爲めに一分教場を置き其の校舎は同小學校分教場の一部にして一教室を有す

三 教授用具

教授用具の設備は主として男子の農業實驗並に實習用具女子の裁縫用具にして其他は概ね小學校の設備を利用す備品の主なるもの左の如し

品名	數量	品名	數量
鐵	四二	麥土入鋤簾	六
唐鐵	一	越前鎌	一〇
シャープル	二	播種器	二
鉞	一	除草鎌	二〇

移植鋤	四	佛國型パネ鋏	一
山林種子播種器	一	改良枝切鋏	二
丸谷式噴霧器	一	ホイレッキ	五
製油器	一	林檎ブラツシ	一〇
芽接ナイフ	一	ハリロ	一
切出小刀	一〇	蟹爪	一〇
ポイメー比重計	一	豊年車	四
簡便石油乳劑混合器	一	肥料桶	六
章魚瓶	一〇〇	莖	一〇
桑刈鎌	五	肥料柄杓	六
試験用ポット	五〇	卷尺	二
洋犁	一	温床框	二
馬具	一	肥料溜	三
脱穀器	一		
ミシン器	一	鋤	一

實習田の圖



三二

實習地は田畑山林の三種となし田は一段六畝二十三歩にして校舎の南方に隣接し畑は六段六畝二十八歩にして校舎の東北に連る山林は校舎を距る約十町の地にあり三町歩を有す
實習地の區分は左の如し

- 3 山林
- 2 畑
 - (ト)(ヘ) 種苗圃及實驗地
 - ホ 桑園
 - ニ 果樹園
 - ハ 蔬菜園
 - ロ 普通作物園
 - イ 見本園
- 1 田
 - (ハ)(ロ)(イ) 苗代
 - (ハ)(ロ)(イ) 試驗田
 - (ハ)(ロ)(イ) 本田

- 二畝二十三歩
- 一段二畝歩
- 二畝歩
- 四畝十一歩
- 一段三畝歩
- 八畝歩
- 一段六畝歩
- 四畝歩
- 一畝十七歩
- 二段歩
- 三町歩

四實習地

千代田火熨斗	裁縫板	腰掛
一	八	一〇
	参考書	火熨斗布團
		三〇
	四五	一

實習畑の圖



三三

▲ 其ノ二

一 設 置

通 學 區 域

通學區域は六美全村にして最遠距離一里弱なり本村に三小學校あり南北の二小學校に高等科を併置す本村の子弟中將來農村住民として在住せんとするものは當補習學校に入學し二男三男等にて他の方向をとらんとするものは便宜南北に併置せる高等科に入る

二 設 備

一 教室及農舎

- (イ) 普通の學科を教授する教室三あり
- (ロ) 裁縫室は二十五坪座式裁縫にて裁ち物臺及針山等を設備し尙戸棚二個あり裁縫用具標本等を納むなほ塗板の後方に當り押入あり兒童の裁縫箱其他成績品等を入れおく
- 立ミシン一臺及手ミシン一臺を設備し立式裁縫の教授をもなせり
- (ハ) 家事室は九坪七合にして中央二列に流し其上に棚を設け一方に塗板及教壇を設く後方は押入となり中に料理用膳椀皿等の各種材料を入れおく尙座繰製糸用具綿製造等各種の器具類も設備せり
- (ニ) 作法室七坪五合は裁縫室に隣接して設け作法及茶道生花等の教授をなす所とす
- (ホ) 蠶室二十四坪三合は校舎と別棟にて兩側に廊下あり二室に別れ別に貯桑所及作業所あり二階に各種の蠶具

三三

を上げおく毎年春秋養蠶實習をなす

(へ)作業室。十四坪は各種の副業實習教授及農産物の調製等をなす所なり中に繩絢器製筵器蠶網製造等其他の調製用各器械を設備せり

(ト)農具室。十三坪は鍬類鎌及ホーク等主として耕耘用の農具を納む

(チ)肥料舎。四坪は各種の肥料をおさて肥料配合等の教授に資す

(リ)堆肥舎。四坪は雑草及掃溜等を材料として堆肥製造の實習をなす所にして年約四千貫をつくる

(ヌ)鶏舎。六坪は三室に分ち各種の家禽を飼養す舎前に棚を設け家禽の砂浴場及遊場を設備せり

(ル)收納舎。二坪三合は收穫物を貯蔵する所にて鼠の入らざるやうに設備せり

(ヲ)温床。四坪は國庫の補助金を得て設備せるものにしてフレームは四圍を煉瓦にて積上げ上面硝子張なり

育苗及メロン其他の作物を栽培す

(ワ)肥溜舎。二坪は尿尿等を溜めおく所なり

二實習地

A 田

(イ)試作田。八畝は肥料試験稻の品種試験及各種の耕種法の試験を行ひ當地に最も適應する肥料種類施肥量施肥期最優品種及最も適當なる播種期植付本數株間等各種の耕種法を研究するものにして第三期生をして之を行はしむ

(ロ)練習田。四畝は普通栽培法を行ひ耕種法の技術を練習する所にして第一期生之を擔當す

(ハ)家庭實習模範田。一畝は各家庭に設けしむる實習地の模範たらしむる様にとて設けたるものにして第三期生の擔當とす

(ニ)献穀田。一畝は悠紀齋田にて栽培せし萬歳種の種子を毎年試験場より仰ぎ最も清淨を旨とし新穀を精選して熱田神宮の新嘗用として献穀するものにして男子の正副級長をして奉耕に従事せしむ

(ホ)採種田。一畝は本村農會よりの依頼をうけ優良品種を栽培し希望者に配布し優良種の普及に資す第一期生の擔當とす

(ヘ)苗田。一畝六歩は育苗にて第二期生の擔當とす

(ト)蘭草栽培田。一畝は蘭草を栽培して蠶網製造等の副業指導に資すものにして第一期生の擔當とす

B 畑

(イ)苗圃。一畝は本校農場及家庭實地用の種苗を育成する所にして種苗係教員の受持生徒之を擔當す

(ロ)家庭實習模範圃。一畝は各家庭に設くる家庭實習地の模範たらしむるために設けし者にして生徒に配布したる品種と同一の者を栽培す

(ハ)經濟圃。三畝は經濟調査を目的とし農家の通弊たる收支計算を明ならしむる爲めに課する者にして第三期生之を經營す

(ニ)研究圃。二畝は専ら生徒の研究をなさしむる爲めに設けしものにして三期生をして作付設計より栽培に至

る迄の凡てを研究せしむるにあり
 (ホ)見本園。一畝は當地方の一般作物並に將來有望と認むるもの又は純見本的のものを栽培す經營は共同作業なり
 (ヘ)桑園九畝。見本桑園一畝は各學年生の共同經營にして養蠶用及桑苗育成及仕立法を練習せしむるにあり

愛知縣碧海郡六ツ美村立農業補習學校一覽表

農	教 室				種 別	備 考
	養 蠶 室	普 通 教 室	特 裁 縫 教 室	別 家 事 科 室		
作 業 室	二四、三	四八	二五	九、七	備	考
一四	七、五	三教室二分ツ	小學校ト兼用ナリ	七間トシ流シ吊棚ヲ二列ニ配シ作付戸棚ヲ設ケ其中ニ實習用具ヲ備フ(膳部ハ二十人前ハ完全ニト、ノフ)	貯桑庫對桑室飼育室寢室物置(階上ニ)ニ分チ春秋二期實習ス(一回棉立蠶量ニ勿)	調製並ニ農産製造用諸器具ヲ藏シ生徒ガソレラノ實習ヲナス

愛知縣碧海郡六ツ美村立農業補習學校

計 合	他 其	舍					
		農 具 室	肥 料 舍	堆 肥 舍	雞 舍	收 納 舍	溫 床
農 舍 及 其 他 室	九〇、二	一三	四	四	六	二、三	四
七三、六	二	耕勦用農具ヲ納ム誠生徒一人當一挺強鎌全ジク一其他生徒全部全時ニ各實習ヲナシ得	主トシテ金肥ヲ收メ運搬配布用具ヲモ納ム	實習地甲堆肥年約四千貫ヲ生成ス	飼料準備室及養鶏室三室ニ分ツ	防鼠設備ヲ有シ穀類及種子ヲ貯フ	促成栽培ニ用育苗兼用二坪
							専ラ人糞尿腐熟用トス

田	實 習 地
三段五畝六步	
區 劃 面 積	考 區 劃 面 積
備	備
	考

試作田	八畝	八區ニ分チ各種ノ試驗ヲナシツ ノ成績ハコレヲ發表シ地方農家 ノ指針タラントス	苗圃	一畝	實習地及花壇ノ育苗ヲナス總面 積ヲ十三區ニ分ツ
練習田	二二畝	專ク生徒ノ練習用トシコレヲ六 區ニ分チテ各學年ニ分配シ管理 セシム(二毛作)	家庭實習 模範園	一畝	生徒家庭實習畑ノ模範トシテ牛 徒ニ示セル標準ニ依リコレガ管 理ヲナス
家庭實習 模範田	一畝	生徒家庭實習田ノ模範トシテ牛 徒ニ示セル標準ニ從ヒコレガ管 理ヲナス(二毛作)	經濟園	三畝	各種作物ニツキ專ラ經濟的方面 ノ研究ヲナス三區ニ分ツ
畝穀田	一畝	大正悠紀齋田稻種ノ保存ヲ兼ネ 敬神ノ思想養成ノタメ毎年熱田 神宮へ畝穀ス其用地ナリ	研究園	二畝	各種作物ニツキ專ラ耕種法ノ研 究調査ヲナス五區ニ分ツ
採種田	一畝	採種法ノ實習ヲ兼ネ本校次年度 用ノ稻種子ノ採種ヲナス	練習圃	四畝	專ラ生徒ノ練習用トシコレヲ十 區ニ分チテ各學年ニ分配シ管理 セシム
苗代	一六步畝	苗代管理ノ實習ヲ兼ネ本校實習 田用ノ良苗ノ育成ヲナス	見本園	一畝	實習地ノ他ノ部ナニ栽培セザル 特殊作物ヲ栽培ス
蘭草 栽培	一畝	郡農會ノ依託栽培ナリ一方ニ於 テ良苗ヲ仕立テ農家へ配布ス	桑 練習圃 見本園	九畝 一畝	桑ノ栽培管理練習 桑ノ各品種ヲ栽培ス

外ニ花壇兼果樹園一段歩ヲ有ス

三 採光採暖に關する研究

採光は大に考究を要する問題である

補習學校に關する事項で研究を要する問題は目下随分尠からぬのである、而も採光採暖に關する問題就中採光法の如きは其利害頗る重大なる割合に研究不十分なるを免れぬのである採光に關する研究を怠り其設備を誤りたる爲に幾多の不都合を現出せることは吾人の屢々目撃する所である今其一二を擧ぐると

衛生に關する事項

採光不完全なる爲に生徒の視力を害し又不知不識の間に上体を前屈して脊柱を彎曲せしめ姿勢を不正ならしめる等衛生上重大なる欠陥を來たすのである

學習能率を減殺する事

採光不完全なる爲に視覺を勞し腦力を疲れしむること甚しき結果遂に倦怠を來して學習上の能率を減殺すること非常なもので之が爲に不快を覺え學習を厭ひ遂には登校を喜ばぬやうになるのである

訓育上の影響

採光不完全なる爲に姿勢を亂し且學習を怠るの結果自ら不規律不注意となるばかりでなく全日の勞働によつて疲れ切つた身体に心の活動さへ出來なくなり自ら眠氣を生じて居眠を始めたり机上に伏して惰眠を貪るものを生ずる等訓育上に及ぼす弊害は決して少くないのである

採光に關する根本的研究を行はずして妄に之を取扱ふと前各項の如き不都合を生ずるか又は長い期間に多額の冗費を費すこととなつて不經濟の批難を免れぬので過ぎたるは尙及ばざるが如き結果に陥るのである

採光法の種類

電燈の設備を爲し得る學校では無論之に及ぶものはないがそれにしても室の大小收容人員の多少等によつて燭光の太少電球の多少距離の調節等考慮を要すべきものがある併し是は大なる問題でなく直に解決の出来ることであるされど電燈の設備の出来ない學校では止むを得ず洋燈を使用せねばならぬ而も洋燈となると目下随分精細な研究を要するのである而も其研究は容易でないこれが爲今日補習教育の相當進歩して居ると云ふ學校でも此点には尠からぬ遺憾の点があるやうである

採光につきて研究を要する場所

補習學校に於て採光の必要ある場所は下足場使所廊下自習室娛樂室讀書室會衆場武道室及教室である、不完全ながらも教室に點燈せざる學校は無いが夫が衛生や其他に不都合なく用意したる學校は甚だしい讀書室の點燈たる學校や自習室に燈火の明滅する學校に如何して生徒が喜んで來るか活氣を帯びて歩むことも出来ない薄暗い學校の廊下に自發活動的の生徒が來るか暗い下足場履物を揃へよとか換へるなど云ふ訓練が行はれるであらふか

洋燈及附屬品の設備

洋燈は幾つ備ふればよいかこれは學校の設備生徒の多少室の大小室數の如何の外に洋燈の大小等により差違がある併し次に述ぶる研究によれば自ら判明するであらうされど夫より先づ考ふべきは如何なる洋燈を備ふるを便利とするかである

洋燈は予の永い經驗によると五分芯を最便利と思ふ三分芯は光力不足八分芯は光力は強いが不經濟と不便を免れぬ五分芯四個と八分芯三個とは五分芯の方燈光強く油の消費量却て八分芯三個より少いのである八分芯の火屋は大きな丈不便で破損し易い而して其代金は比較的高價で而も地方の民家には使用せぬ特殊のものであるから田舎では臨時の購入に應ずる商店がない之に反して五分芯なれば取扱便利で自然破損も少く破損しても廉價で何れの店にも賣つてゐるので急の間にも合ふ

油壺は油を注ぐにがらす製を便とすれど破損の患が多いので矢張金屬製を選ぶが得策である只油を注ぐ時には一定量器を以て量り入れるの手續を見ればよいのである筈は石筈を用ふれば反射の光度強き爲便利なるも破損が多くて不經濟である最便利なるは亞鉛板石油鏝等にて特別に作らせるが得策である輕くて絶対に破損せず洋燈を床上に置くも筈の重量で倒れる様な患もなく新しい間は強度に光を反射するが若し古びて反射せぬやうになると白紙を張れば何時にても使用に堪へて至便である紙製は輕便の点に於ては他の及ぶ所ではないが能く燒け易さと破損し易い欠点がある

次に考究を要するものは洋燈を懸くる自在である學校によると此の自在を亞鉛の太き針金を以て製したるのを見るがこれは屈曲自在で便利な所もあるが高い所に懸くる際顛動のためにもとかしき程困つてゐるのを見受け

る自在は普通竹製が便利である女竹の太さ直徑四五分位なものを探りて適當の長さに切り其の兩端に亞鉛製の太き針金を以て作りたるS字形の釣ヶ附し細き針金にて之を固定するのである即ち左圖の通りに作るのである



又一端を前の如く作り他端(これは天井の針に掛くる方)を左の如く作るもよろしいのである



此の自在は通常教室にて用ふるものは竹の長さ六尺五寸兩端の釣の長さ一方は三寸他方は七寸(兩方とも五寸つゝとするもよろしい)全長七尺五寸に作り上げるのであるこれは床上より天井までの高さが一丈一尺ある教室に於ける計算であるが天井が低い室では之を短くする必要がある要するに自在の適當なる寸方は左記の調査に俟つか正しいのである即ち床上より天井までの高さより机の高さと洋燈の高さ(火屋と油壺と連結したると洋燈と机面との距離約六七寸との和を減したる残を自在の全長とするのである

床上より天井までの高さ(机の高さ+ランプと机面との距離)ニ自在の總長 自在の總長一
釣の長ニ竹の長

机面とランプとの距離は六七寸より一尺まであるが一尺となれば机面に反射する光度弱くなるから最も適當なる距離は五寸乃至七寸位であると信する

此の外に尙二種の自在が必要である其の一は娛樂室廊下足場會衆場等に用ふるもので出来上りの長さ四尺五寸位がよろし又他の一は武道室等に用ふるもので長さ一尺五寸位である此の分に限り亞鉛線で作るも差支ない

教室及生徒と洋燈との關係

教室の大小は收容する生徒の多少に應ずること素よりであるが大抵は小學校の校舍を利用するのであるからあまりの不釣合もない筈である併し出来るだけ生徒の人数に應じたる教室を使用することに注意を要するのである燈火か四壁や天井から反射する光線の強弱によつて室内の明暗に大なる關係があるからである大なる室内に小數の生徒を容れたのでは人數相應の燈光を用ゐても比較的暗く之に反し其の室内に多數の生徒を容れ其の人數相應の燈數を用ゐた方遙に明きことはいふまでもない又教室の窓掛を利用すると否とは光線の反射に非常の差異を生じて來るのであるされば窓掛のある學校は必ず之を利用すべく窓掛のなき教室には白紙などにて之を作り置き夜間燈火の反射用として之を用ふることにしても大なる効果があるのである又新舊の校舍教室ある時は必ず新しき教室を使用したい新らしい天井の反射白い壁の反射等は大に利用すべきである

斯の如く教室の構造や設備の如何は洋燈に關係すること大である又生徒數の多少は勿論其の座席の取り方なども洋燈に少からぬ關係あることを忘れてはならぬ

黑板及机と洋燈との關係

黑板面を明瞭ならしむることは生徒の爲めに大切であつて教机上を明瞭ならしめることは教師の爲めに必要であるそこで黑板の大小に應じて洋燈の吊場所は中央兩端等適宜斟酌を要するが燈光の高さは黑板面の中央に當

る位が適當である

生徒用机の排列法は採光に重大の關係あるを以て最も深き研究を要するのであるが排列法の如何に拘らず洋燈の高さは大体一定のものである即ち机面と洋燈の下端との距離は約七寸即ち机面と火光との距離は大体一尺位の距離を保たしむればよろしいのである尙注意を要すべきは洋燈は机面の中央に來ないやうにすることである此の注意を欠けは所謂燈臺下暗しの喩の如く机面に油燈の影を印するの虞あるにより机面の中央を去ること約一尺即ち机の前端を去ること少くも五六寸の位置にあるべく吊るがよろしい否机の位置を移動して調節するがよろしい

生徒用机の排列法に左の五種がある

- 一、普通式
- 二、回字式
- 三、方形式
- 四、相對式
- 五、矢筈式

以上五種の排列法には各得失ありて一概に何れとも決定することは出來ないが少しく其利害につきて左に述べ見たいのである

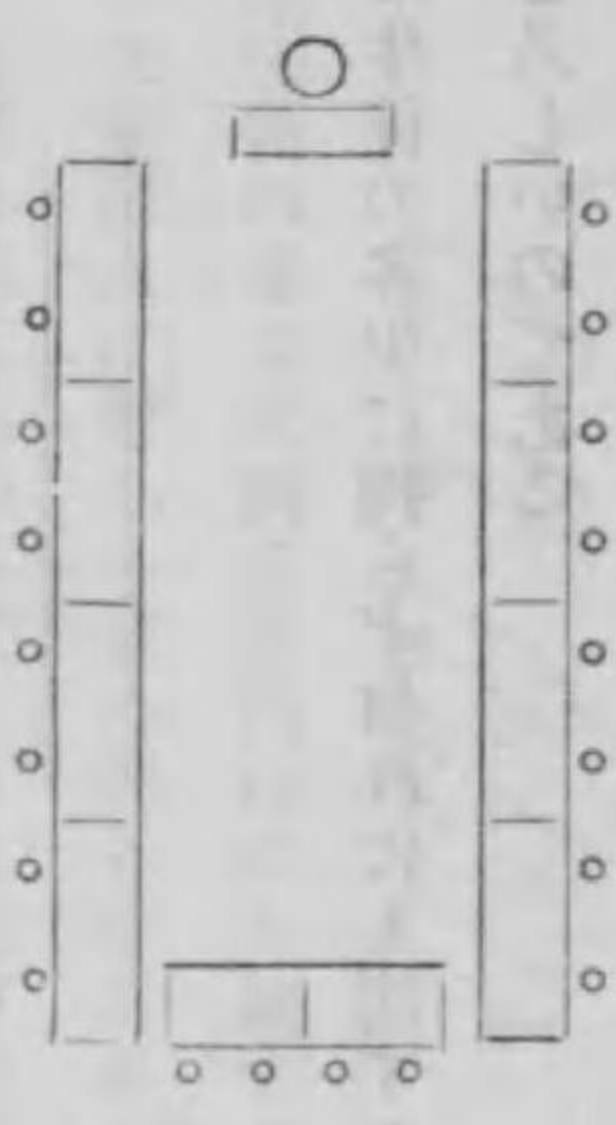
一、普通式

これは小學校其の他に於て普通一般に採用せる排列法にして補習學校に於ける夜間教授には講話等を聴かしむる時に適するのである此の排列法によると洋燈を頭より高く吊らねば人体の影を生じて筆記書見等には不適當であるされば普通の授業には採用すべからざる排列法である併し洋燈は生徒八人乃至十人に對し五分芯(以下

總て五分芯とす)一個の割合にて可なれば最も經濟的である

二、回字式

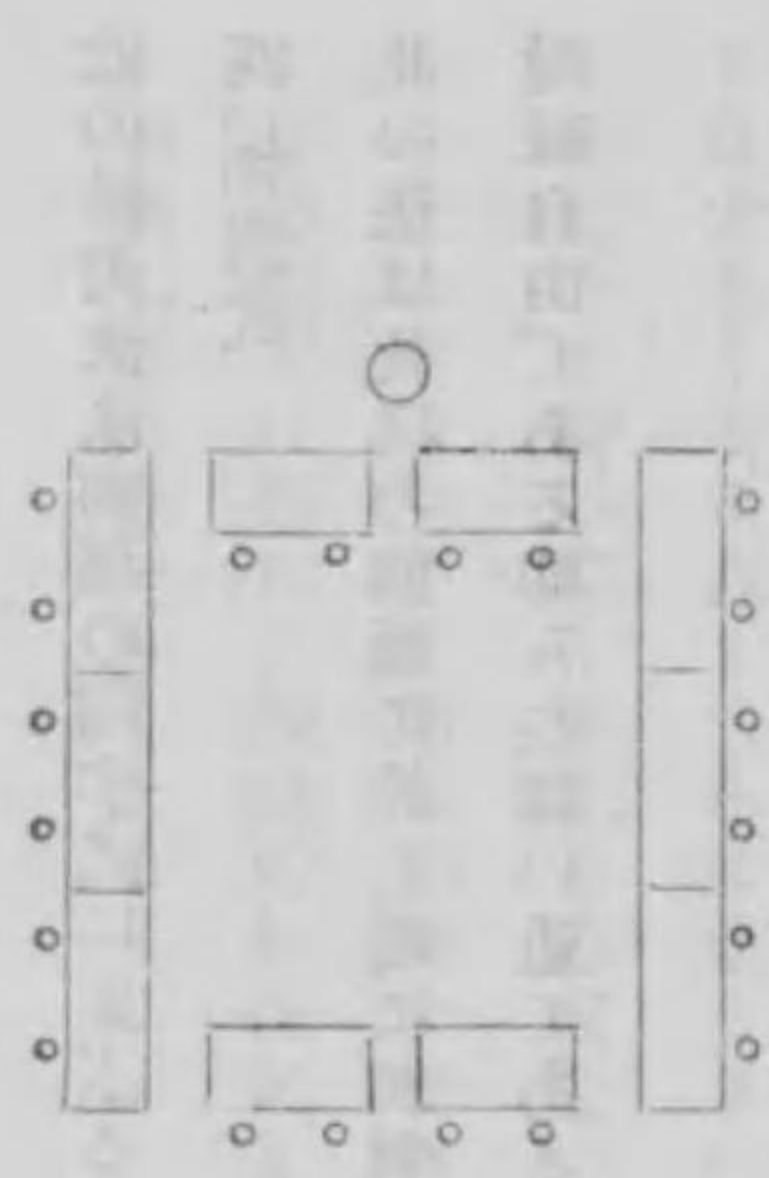
これは教机に對し回字形に生徒用机を排列するものであつて左圖の通りである



これは生徒數少き場合の排列に適し燈火は四人乃至六人に一個の割合にてよろしいのである併し教室の面積を要すること大なる故生徒數多き學級には不適當である

三、方形式

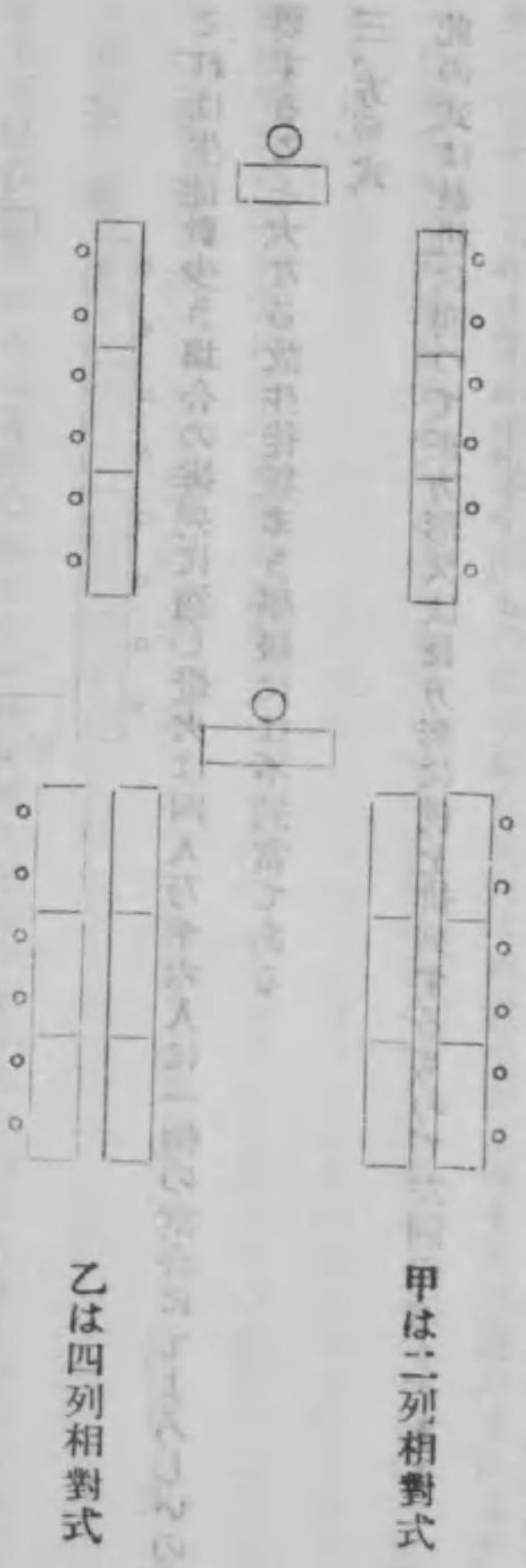
此の式は教机に向つて正方形又は長方形に机を排列するもので左圖の通りである



人數の多き時は机の數を増加するのであるが中央にも一列又は數列を作ることが出来る但し此場合には前後の距離を接近すべからざるものである

此の排列法は前項の凹字式に比ぶると生徒数稍多き場合に適し面積も稍經濟的である
四、相對式

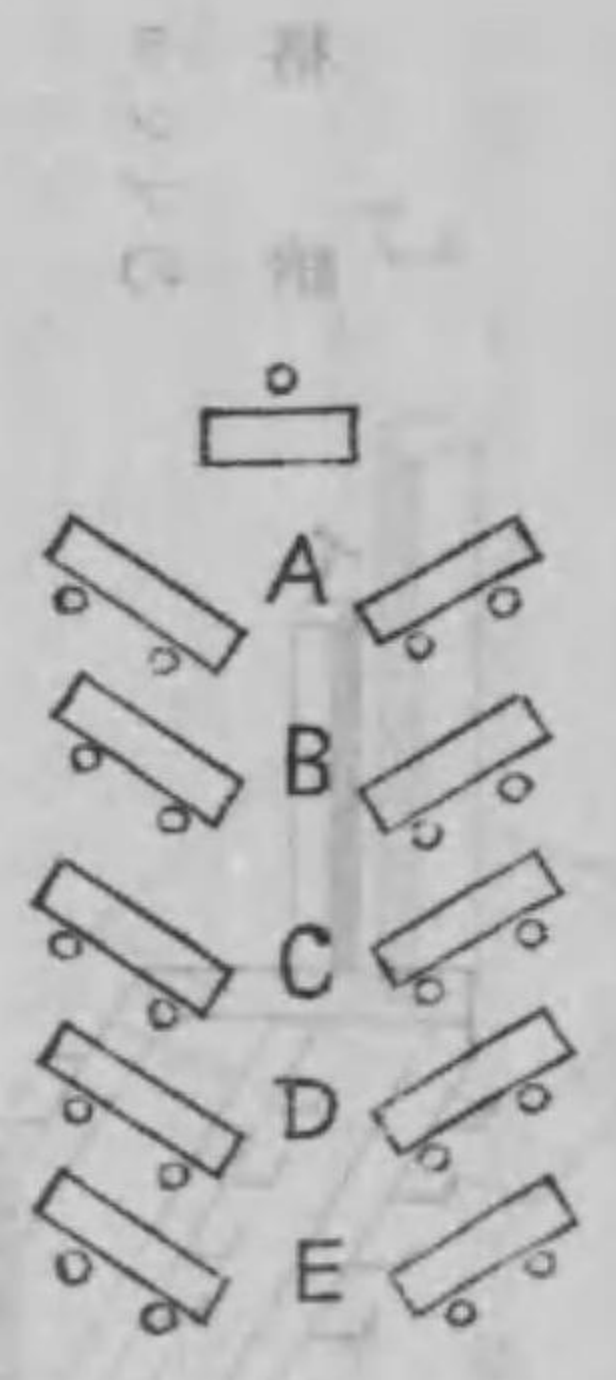
此の法は教机の前面に於て縦に相對したる机の排列にて之に二列相對四列相對等の別ありて生徒の多少に應じて増減自由である即ち左圖の通りである



此の法は生徒の多少に拘らず何れにも適する机の排列法であつて洋燈の数は生徒四人乃至六人に對し一個の割合にてよろしいのである

五、矢筈式

これは教机の前面にて矢筈形に机を排列するものにて左圖の通りである而して生徒の多少に應じて増減自在であることは前項と同様である



ランプはA B等の場所に吊る

此の法は生徒の多少に拘らず何れにも適するものであるが生徒の多き教室には必ず採用すべき排列法である洋燈の数は生徒四人に對し一個の割合ゆゑ多少不經濟の嫌はあるが光力よりいへば申分なき方法である尙此式の特長とする点は二三四の各式とも生徒の教師に向ひ居らざる爲め黒板を見たり教師の方に向はんが爲めに上体又は顔を左又は右に向くるの不便と机の排列を作り又は之を復舊する爲めに毎夜幾多の手續と時間とを要して尙秩序を保ち難い不便がある然るに此の式によれば生徒は皆斜向せるに過ぎぬゆゑ一々上体又は顔を左或は右に向けずして其儘教師又は黒板面に向ふを得るの便と机の排列は一般のものと大差なきを以て殆んど其儘にて只少しく斜に直すのみに過ぎないされは排列するにも元の通り直すにも何等の手續を要せずして秩序を維持することを得るにより今日の處先づ此の法を以て最も便利と考ふるのである

教室以外に於ける採光法

下足場便所は學校の設備の狀況によつて一定は出來ぬが只生徒の昇降する際履物か明かに見得る程度及び便所が明視し得れば充分である

生徒の自習室讀書室は教室と兼用するが便利である若し兼用せざる場合に於ては教室に準して採光すべきである第一種即ち長さ方の自在を用ひ洋燈の數も人數に適度ならしめる必要がある

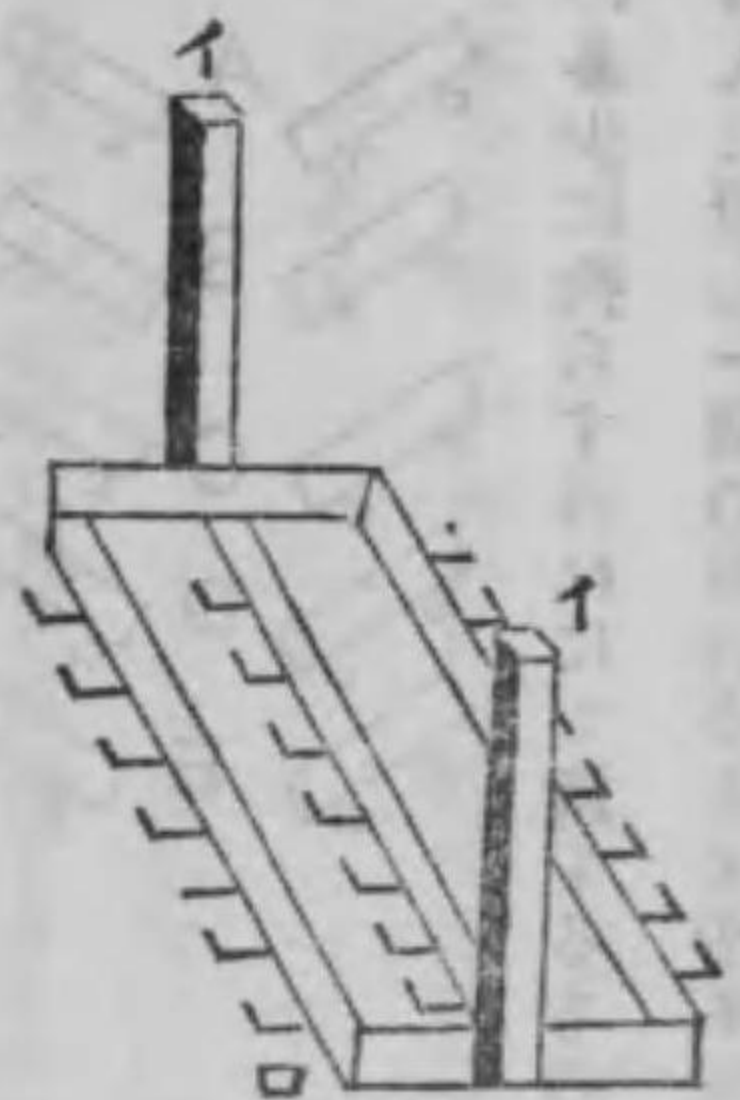
娛樂室は第二種の自在を用ひ洋燈の數は教室の三分の一以下にてよろし
會衆場武道室には第三種(最も短き自在)の自在を用ひ四壁に沿ひて洋燈を適度に吊るか又は反射面を有する洋燈を壁間の柱上に適當に掛くるがよろしいこれは体操柔道剣道等を爲す爲に支障無からしむるの用意である

洋燈の取扱法

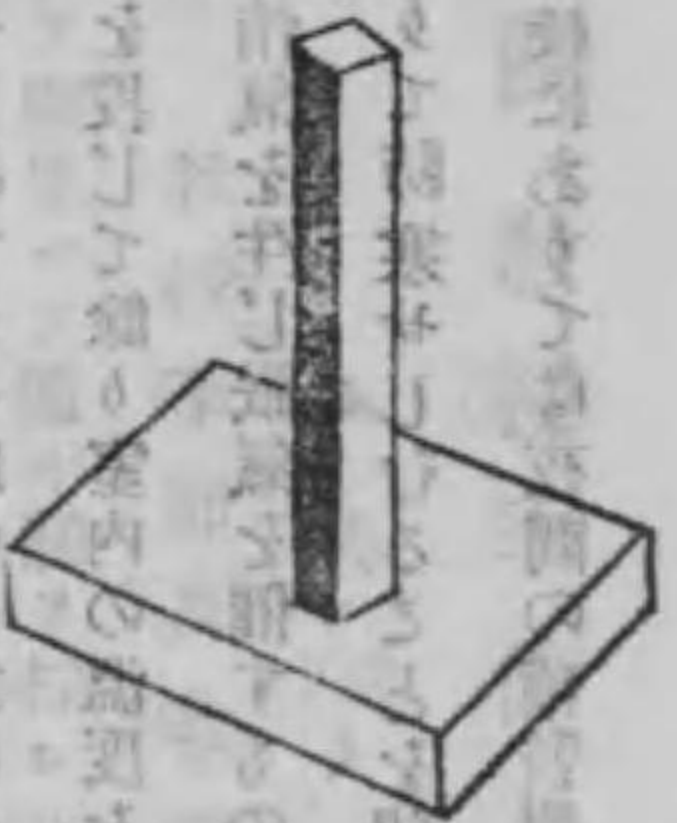
洋燈の取扱法につきて注意すべきは晝間又は不用時に於ける始末と之を各教室へ或は教室より運搬する方法並に出入清拭等である

一洋燈の始末は校内適當の場所に一個宛別々に掛くる様な装置を多く要せずして取扱に便利なるは左甲圖の如き木製枠を天井に取付け之に笠を除きたる洋燈を掛け置き笠は數十枚も重ねて圖の如き臺にさし置くのである

ランプの格納



これは「ロ」の横木に打釘を打ち置き「イ」を以て天井に取付くるもので堅牢にせんには四本の木を以て取付くるのである



二洋燈の運搬にはよく注意をせぬと多大の不便と破損等の爲め不經濟極まるものである刻分多數の洋燈を毎夕二度づつ幾多の教室に其の他へ運搬するものなれば出来得る限りの便利を圖り置く必要があるそれには左の如き運搬器を用意し置くを要するのである「イ」は洋燈の「ロ」は短き四脚の脚なり

「ホ」は「ロ」の枠を取付け且つ「ホ」の提木を取付くるもの
「ハ」は折釘にして「イ」の穴の數だけあり之れは洋燈を掛くるに用ふるもの也
「ト」は笠を掛くる一本の折釘である

此の運搬器は一度に十個の洋燈を教室に運び得べく作つたものであるが十二個でも十四個でも運び得べくも作り得るが十個位が最も便利である

三補習學校に小便を使庸せる向に於てはランプの取扱方は之に任するもよいが通例は小學校上學年兒童をして先輩たる青年の爲に勞を取るの意味に於て洋燈の清拭油法を教室への運搬等をなさしめるがよい
洋燈の清拭は採光に至大の關係あり經濟上にも關係あるを以て常に克く檢閲して其清否を調へ若し汚れたるものあれば直に之を拭はしめる等大に注意すべきである

採暖について

某縣の如きは冬季嚴寒の時と雖も夜間室内の溫度は午後十時頃に於ては〇〇度乃至〇〇度を昇降する位にて特に寒氣の凜烈として而も朔風膚を破る夜と雖も〇〇度より下ることは殆んど稀である
要するに冬季嚴寒の時に至りても比較的溫暖であるから採暖の必要なく従つて是等の研究を試みる機會がない併し嚴冬の候に限り生徒の扣室に直徑二尺の圓徑を有する火鉢を据ゑ付け途中雨雪に濕ひたる手足衣類等を乾すの用に供せしめてをる此の火鉢は生徒數と室の大小に依りて其數を増減することは無論である補習學校では多大の經費を投じて餘り室内の溫度を高くすることは考へ物である何となれば人は滿腹した時や溫暖を覺ゆる時は自然情氣を生じ眠氣を催すものなれば堪え得る限り高温を避くるが却て調育上の得策である而して寧ろ運動等によりて防寒せしむることを望むのであるされど近寒の地にありて晝間小學校兒童の教室にストーブを使用せる學校にありては夜間の補習學校に於ても之れを使用すること素より必要である

四 教授季節及休業日

▲ 其小學校ノ其期一
教授季節及教授日時數

土地ノ情況ヲ顧慮シテ通年制ヲ採レルモノ又ハ季節制ニ據レルモノアリ 其中補習校ノ施設經營上參考ノ資料タルベキモノハ左ノ如シ
甲ノ一正則的通年制ノモノ

學科目及每週教授時數表

學科目	學年				修身	男子部
	第一期	第二期	第三期	第四期		
國語	四	四	四	二	二	二
綴方	二	二	二	二	二	二
書方	二	二	二	二	二	二
算術	四	四	四	二	二	二
地理歴史	三	三	四	三	三	二
理科	二	二	二	二	二	二
女子部	二	二	二	二	二	二
第一期	二	三	四	二	二	二
第二期	一	三	四	二	二	二
第三期						
第四期						
男子部						
女子部						

體操	農理論	業實習	裁縫	家事	合計
一	一〇	六			三六
一	一〇	六			三六
一	一四	六			三六
一	二	六	不定時	一	三六
一	二	六	全	二	三六
一	二	六	全	二	三六
一	二	六	全	二	三六
一	二	六	全	二	三六
					八

(甲)ノ二通年制ノモノ(工業補習學校)

學科目課程及每週教授時數表

體操	算術	國語	修身	時數	豫科
1	5	5	1	1	本科一年
1	5	5	1	1	本科二年
1	5	5	1	1	本科三年
1	5	5	1	1	高等科

英語	代數	幾何	三角	製圖	應用物理	應用化學	工作	造船學	造船學	備考
5	2									12
4	2	2		1						12
2	2	2	1	1	1			1		12
1	1	1	1	1	1	1		1		12
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	12

(乙)ノ一變則的通年制ノモノ

教科目

男子 修身 國語 算術 理科 農業 体操
女子 修身 國語 算術 家事 農業 裁縫 唱歌

總時數	授教季節			種別	月次
	時數	日數	回数		
三五	五	七	三	四月	五月
一五	五	三	休	六月	七月
九	三	休	休	八月	九月
二〇	五	四	三	十月	十一月
一五	五	休	休	十二月	一月
二五	五	二〇	二〇	二月	三月
一〇〇	五	一五	八〇	計	
三九四					

(乙)ノ二變則の通年制ノモノ

期後	期前	科程	教授日	前學期		後學期		短期講習	一ヶ年總
				數日總	時刻	數日總	時刻		
一月十五日	一月十五日	算術	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	理科	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	國語	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	修身	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	漢文	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	數學	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	農業	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	計	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	備考	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七

(乙)ノ三變則の通年制ノモノ

期後	期前	科程	教授日	前學期		後學期		短期講習	一ヶ年總
				數日總	時刻	數日總	時刻		
一月十五日	一月十五日	算術	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	理科	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	國語	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	修身	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	漢文	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	數學	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	農業	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	計	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七
一月十五日	一月十五日	備考	四月至十二月	四	自午後一時至午後五時	一六	全	前	二七

(私立)土曜學校學科目及每週教授時數表

學年	學科	時數	授時	前學期		後學期		
				數日總	時刻	數日總	時刻	
一學年	修身	一	同上	一	同上	一	同上	
二學年	修身	一	同上	一	同上	一	同上	
三學年	修身	一	同上	一	同上	一	同上	
四學年	修身	一	同上	一	同上	一	同上	
計		六		六		六		
備考	每週一回体操ヲ課ス 隨意科トシテ英語ヲ課ス							

(丙)ノ一季節制ニヨルモノ (男子部)

(丙)ノ二季節制ノモノ (女子部)

學科種別	學科目及每週教授時數表					
	前	期	後	期	後	期
修身	一	一	一	一	一	一
國語	四	四	四	四	四	三
算術	三	二	二	二	二	二
理科	一	二	一	二	一	二
公民	一	一	一	一	一	二
農業	二	二	四	四	四	四
計	一二	一二	一二	一二	一二	一二

一、季節ハ十月ヨリ翌年三月迄ノモノ
 二、十月及十二月ヨリ翌年三月迄ノモノ
 三、夏期及毎月一回以上隨時特別教授ヲナスモノアリ

(丙)ノ三季節制ノモノ (女子部)

學科種別	學科目及每週教授時數表					
	前	期	後	期	後	期
修身	一	一	一	一	一	一
國語	六	六	六	五	五	五
算術	三	三	二	二	二	二
裁縫	一八	一八	二二	二二	二二	二二
家事	二	二	三	三	三	三
農業	一	一	三	三	三	三
体操	一	一	一	一	一	一
計	三三	三三	三六	三六	三六	三六

一、季節ハ十月ヨリ翌年四月迄ノモノト
 二、十二月ヨリ翌年三月迄ノモノ多シト

學科目及每週教授時數表

學科種別	前期		後期	
	一學年	二學年	一學年	二學年
修身	一	一	一	一
國語	四	四	二	二
算術	二	二	二	二
裁縫	二〇	二〇	二三	二三
家事	二	二	四	四
農業	三	三	四	四
計	三三二	三三二	三六	三六

備考 一本表ハ一月ヨリ三月迄ノ季節學校ニ多ク用ヒラル

▲其ノ二

土地の慣習に依る休業日

元來補習學校の休業日たるや必ずしも公定的のものに非ず而して農繁期と稱するも一村内に於てさへ多少の差

異なきにあらず従つて一國一縣一郡を單位として劃一的に制定すべきものたらざるや論を俟たず。即ち土地の情況慣習に立脚し専ら地方的年中行事に據るべきは因襲に囚はるゝもののみ云ふ勿れ。郷に入りては郷に従ふ所以のものは之れ郷に同化し徐ろに改善の鋒を向くべき徹底的最善の方法なるを忘るべからず。之れ補習學校休業日の自ら異なる所以なり。今當展覽會出品物の内容を調査する時は大要左記の如し

- 一、日曜日の休業日
- 二、祝祭日
- 三、學校紀念日
- 四、産土神祭日
- 五、道祖神祭、天神祭日
- 六、學年始、末休業(三日乃至一週間)
- 七、夏冬季休業
- 八、養蠶及農繁休業(十日乃至一ヶ月間)
- 九、地方慣習上の休業日例へば
 - 上巳、端午、七夕、孟羅盆會、惠比須講、觀月會、八朔、十日夜、節分等

五 教授期間外之施設

教授期間外に於ける補習生徒の善導に關し適當なる施設てふ問題は近來特に其の叫を大ならしめ各地とも競ふて研究し實行されつゝあるも尙ほ多くの研究調査を要すべきものあり當展覽會に出品されたる二十有余校の實際案若しくは理想案を綜合する時は概要左記の如し

- 一、毎月一回乃至數回定期召集をなし教授、訓練、實習等をなさしむる事、
 - 二、定期又ハ臨時集會日を利用して体育練習會、講演會、講習會、談話會、娛樂會等を開催する事、
 - 一、時季により強健旅行、見學旅行等を行ふ事、
 - 一、簡易圖書閱覽所、又は巡回文庫等を設け隨時新聞雜誌一般圖書の閱覽に便せしむる事、
 - 一、週報、月報、文林等の類を發刊し生徒の思想善導に努むると同時に公民資料、内外の大勢、趣味の向上發展を計る事、
 - 一、教師は事情の許す限り數々巡回をなし家庭實習の指導を主とし又時に應じ適當なる講話等をなす事、
 - 一、生徒自作に係る農作物品許會、學藝品展覽會等を開催する事、
- 附言、愛知縣碧海郡六ツ美農業補習學校に於ける公民週報發刊の如きは誠に有意義なる企てなり今左に其の要領を摘記して参考に供す
- 一、發刊趣旨。 今後の社會に處する青年子女の教養に方りては政治的に文化的に多大の注意を拂はざるべ

- 二、公民週報の内容。 新進知能開發資料、世界の大勢、國家の現狀、思想の修養、農村開發材料の其他一般國民的資料。
- 三、發刊方法。 本報は毎週火曜日一回發行し、毎週土曜日原稿を整理し日曜日に其の半數の原紙を書き月曜始業前之れを印刷す。月曜日に後半の原紙を書き火曜日始業前中に印刷を仕上ぐ。火曜晝飯時間製本及配布の完了。時宜に於ては印刷する事あり。
- 四、配布の範圍。 本校生徒、村内青年會員、女子會員、寺院、醫師、公職者、在郷軍人會員。其他特に希望のもの
- 五、經費。 印刷費は本村教育會並に寄附者の醵金に依る

2、配布者にはすべて無代
3、一ヶ年豫算金百五十圓也。

東宮殿下海外行啓覽報(承前)

涼味號抄録(大正十年八月九日火曜日)

東宮殿下ニハ八月一日紅海ノ咽喉アデンヲ御通過炎熱ノ印度洋ヲ御航海日一日ト日出ヅル故國へ御近ヨリツ
、アラセタマフ。カクテ九月五日横濱御着ノ御豫定ト拜承ス。

新校長着任。村井前校長ノ後任トシテ本村第二尋常高等小學校長杉山武治氏八月一日附任命八日着任セラレ
タリ第二校ノ後任トシテハ明治第五尋常小學校長田中治郎藏氏任命セララル。

近郊海水浴場。當村カラ一日ノ清遊ニ適スル海水浴場ヲアゲ之レガ大体ヲ批判シテ見ヤウ。
蒲郡。岡崎附近ノ浴學ガ随分多イ而シ海ハ決シテキレイダトハ云ハレヌ、下ガ泥デアルタメ余リ良好デハ
ナキ。

龜岩。可成リノ浴客ガアルヤウダガス岩デアルタメ之レモ余リ良好トハ云ハレヌ。
宮崎。西尾鐵道ヲ吉田口マテ乗ルトアマリ遠クハナイ。海水ノキレイナコトハ近郊第一デアアルガ岩ガ多ク
急キ深イト云フ心配ガアル。

最近マデハ物價モ安カツタガ今ハ可成リ高トモノ噂デアル。コノカラ船デ佐久嶋アタリへ行クモ面白カラ

新須磨

▲新須磨。名古屋西加茂アタリカキメ浴客ガ可成リ多ク設備ハ申分ナイマデニ出來テキチコノ点デハ近郊第
一デアアル。而シ余リ俗的ナク上海ガツレ程キレイデナイ欠点ガアル三河線ヲ刈谷カラ新須磨デ下リルト三
四丁デアアル賑フ景色ヲ見ルノチラゴヨカラウ。

▲玉津浦。大浜ノ南端權現ノ森ノ西デアアル。余リヨク知ラレテハ居ラスガ海ガ割合遠淺デシカモ水ノ清イ点
ニ於テハヨイ海水浴場デアアル而シ浴客ガ余リ多クナイ。海ニハ入ツテ清イナ砂ノ上デノビノトネコロビ
得ル点ニ於テ以上ノ各地ノ遠ク及バヌ處デアアル。西尾線ヲ平坂デ下リテ西約一里強デアアル。

宮重大根

宮重大根ハ本縣ノ特産物デ西春日井郡春日村ノ原産大根中ノ最古品種千年以上ノ歴史ヲ有スルモノデアアル。
根部ノ上半ハ青色デ末端ニ至ル迄同太、葉ハ半直立濃緑ヲ呈スルガ特徴デアアル。甘味多ク肉質緻密ニシテ大
形ナノハ煮食、小形ノモノハ漬物ニ利用セラレルガ、切干ニハ欠クベカラザル重要ナモノデアアル本郡等ハコ
ノ品種ヲ栽培スルモノ多キモ永年栽培ノ結果品種ガ極メテ悪化シテ居ル、ソコデ此際種子ヲ原産地カラ取寄
セ一ハ收益ヲ上グルト共ニ一ハ品種ノ改善ニ貢献アラシコトヲ望ンデ止マナイモノデアアル。

栽培標準

輪作、西瓜、胡瓜、黍等ノ夏作物ノ後ニ植付ケ大根收穫後ハ麥、葱頭、蠶豆、甘藍等ヲ作
付ケス。連作ノ害ハ甚ダシクナイガ二ヶ年毎ニ他ノ作物ヲ栽培スルハ施肥上經濟デアアル。

下種……八月下旬乃至九月上旬二百十種ヲ普通トスル。原肥ニ堆肥大豆粕ヲ敷込ムノハ、又大根トナルコトガ多イカラ補肥トナスヲ可トスル。數年連作ノ場合ニハ一反歩ニ付テ石灰三三十貫ヲ撒布シ一週間内外ノ後下種スルガヨイ。一反歩ノ下種量ニ四、五合ガ適度デアアル。

間引……下種後三四日タツト發芽スルカラ其後間引ヲ行フ。間引ハ普通三四回ナシ最後ニ一本八九寸ノ株間トスルガヨイ。間引ハ最も大切ナコトデアアル。

勢力ノ弱イモノ。葉ノ色ノ濃スギルモノ。根ノ地上ニ出ルコトノ少ナイモノ。

肥料……土地ノ肥瘦又ハ生育ノ状態ニヨツテ其用量ヲ考ヘナクレバナラスノハ勿論デアアルガ標準ヲ示スト次ノ通りデアアル。(一反歩施肥量)

大豆粕……三十貫、補肥トシテ二三回ニ分施ス。

糞尿……二百貫、補肥トシテ四五回ニ施ス。

堆肥……二百貫、發芽後二回ニ分施ス。

收穫……中生大根トシテ販賣スルモノハ十一月下旬カラ收穫スルコトガ出來ルガ切干用トシテハ十二月下旬(冬至)ニ收穫シ葉部ヲ除去シ貯藏シテ置イテ漸次切干製造ヲ行フ。

病虫害……葉虫、蚜虫ノ發生シタ時ニハ粉煙草ヲ雨後ニ撒布スルカ、水一升ニツイテ除虫菊粉一匁五分

石鹼二匁ヲトカシタ液ヲ撒布スベシ

現下ノ重大問題

現下ノ重要問題トシテ軍備縮少會議太平洋會議アルモノガアル。之ハ米國ノ主唱デ來ル十一月十一日頃カラワシントンニ開カレルモノデアツテ米國ガ我國ノ發展ヲ羨ンデ主唱シ出シタモノデ我國ニトツテハ重要ナ事件デアアル。コレニ付ラハ何レ詳細ニ説明スル機會ガアラウト信ズル。

小郡主催夏季講習會

來ル十五日カラ三日間左記ノ要項ニヨツテ郡主催ノ夏季講習會ガ開カレル。コレニ付テ青年團員其他多數聽講セラレタキ旨郡役所カラ通知ガアツタ諸君ハ大ニ聽講ヲオホシシタイ

左記

一、講習日時	八月十五日ヨリ十七日迄毎日午前八時ヨリ正午マデ	同	同	同
二、會場	安城高等小學校	同	同	同
三、講師	文部省督學官兼杉嘉壽氏	同	同	同
四、題目	小學校ヲ中心トシタル社會教育	同	同	同

		方ノ東					方ノ西							
張出	横綱	大關	關脇	小結	前頭	同	横綱	大關	關脇	小結	前頭	同	張出	
馬鈴薯疫病	うんか	鳥	いも	あはよと	野鼠	泥負	かばいろこめつき	蟋	雀	黒穂	えんどうさきりむし	野ノ	あわずむし	赤錆病
	前頭	同	同	同	同	同	同	前頭	同	同	同	同		
	うりはひしもどき	菌核病	おぼてんとう虫だまし	熊	ぎんぼしつこびけら	うすべにこやが	鳩	はちのじねさり	立枯病	莢蝨	野猪	むぎはらむぐりはい	糸かむし	天候不順
	前頭	同	同	同	同	同	同	前頭	同	同	同	同	元進勸	
	きたはこ	おのこ	大根	りんごかひがらむし	わたむし	斑紋病	花腐病	つめくさ	おほにじふやほし	紋白蝶	りんごしんくひむし	ちちさきぞうむし	露菌病	農場
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	行司
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	天災地變

六 教授及訓練

▲其ノ一

- 一、修身科ニテ授ケタルコトハ悉ク實踐躬行セシムルコト
- 二、現今社會ノ欠陥ヲ指摘シ之ガ救済ヲナスコト
- 三、勤儉貯蓄ヲ鼓吹スルコト
- 四、萬事着實質素ナラシムコト
- 五、公共心團結心ノ涵養ニカマルコト
- 六、保守頑迷ヲ排シ進取ノ氣象ヲ養フコト
- 七、義務ヲ重ンジ法規ヲ尊ハシムルコト
- 八、國民道德ヲ鼓吹スルコト
- 九、忠君愛國ノ念ヲ盛ナラシムルコト
- 一〇、日常必須ノ文字語句ヲ精撰シ其讀解及書方ニ習熟セシムルコト

- 二、應用及活用ヲ重ンズルコト
- 三、社會普通ノ通信即葉書書狀電報爲替振替貯金郵稅貯金小包郵便等ニ關スル知識ヲ與ヘ且之ヲ實際ニ取扱ハシメテ之ヲ辨ズルニ差支ナキ丈ノ知能ヲ啓發スベキコト
- 四、普通ノ新聞雜誌等ヲ流暢ニ讀ミ且ツ解スル丈ノ能力ヲ與フベキコト

算術科

- 一、時算ニ習熟セシムルコト
- 二、珠算ニテ加減乗除ヲ敏速ニ且ツ精確ニ計算シ得ルノ能力ヲ養フベキコト
- 三、生活ニ關シテ必要ナル計算ヲナシ得ル能力ヲ養フベキコト
- 四、本村ノ生産業生産物ニ關スル計算ヲナシ得ルニ至ラシムルコト
- 五、前數項ノ主義ニヨリ左ノ計算ニ習熟セシムルコト
 - 1、砂糖松茸等斤數ニ關スルコト
 - 2、薪木材土塊等立方体ニ關スルコト
 - 3、田法里法面積ニ關スルコト
 - 4、貨幣ノ計算ニ熟セシムルコト
- 六、土壤肥料ニ關スル知識ヲ與フルコト

農業科

- 二、作物ノ栽培並ニ病虫害ニ關スル知識ヲ與フルコト
- 三、園藝造林養蠶養畜ニ關スル知識ヲ與フルコト
- 四、其他農業ニ關スル一般知識ヲ授クベキコト
- 五、農業ハ筆記等ノタメニ時間ト勞力ヲ空費セシメザルヤウ注意スベキコト
- 六、成ルベク一坪農業其他ノ方法ニヨリテ實習セシムベキコト

裁縫科

- 一、裁縫科ハ家庭ニテ直チニ使用シ得ルモノタルベキコト
- 二、裁縫科ノ材料ハ各自家庭ニ於ル便宜ニ從ヒ隨意ナルモノヲ持參スルコトヲ許可スベシ
- 三、裁縫教授ハ個別的取扱ヲナシ生徒ノ知識技能ニ適應シタル教授ヲナスベキコト
- 四、裁縫科ハ全ク習熟セシムルニ非レバ無効ナレバ一心不亂ニ氣力ヲコメテ從事セシメ不注意粗雑等ナカラシムベシ
- 五、裁縫科練習中ハ姿勢ヲ正シ且ツ徒ニ言語ヲ發セシメズ禮儀作法ヲ守ラシムルヲ要ス

其ノ二

一教授ノ方針

- 1、小學校ニ於テ教授セシ所ヲ補充シ且精深ナラシメ更ニ生徒ノ職業ニ注意シテ其ノ智能ヲ擴張スルノ可能性ヲ與ヘントス

- 2、特ニ教授材料ノ選擇ニ留意シ實際生活ニ最モ適切ナラシメンコトヲ要ス
- 3、生徒ノ追求の興味ヲ喚起シ且適當ナル作業ノ指導ヲ與ヘ自學自習ノ良習慣ヲ作ルコトニ努ムベシ
- 4、教授シタル事項ハ屢々之ヲ練習シ智能ノ正確ヲ期スルト共ニ實地應用工夫ノ力ヲ養ハントコトヲ要ス
- 5、屢々生徒ノ成績ヲ考察シ其ノ結果ヲ顧慮シ常ニ教授方法ノ改善ニ努メンコトヲ要ス

二教材選擇ノ標準

- 1、地方的教材
- 2、實用的教材
- 3、職業的教材
- 4、公民的教材
- 5、現代的教材
- 6、青年的教材

三農業科ノ教授

農業科ノ教授ハ一般的教授及季節的教授ノ二種トシ一般的教授ハ農業ノ一般ニ關シ科學的系統的ニ普通作物
 特用作物、土壤、肥料、病害虫、栽桑、養蠶、作物生理、果樹、農産製造、農業經濟、農業法規等ノ系統ヲ
 逐ヒテ教授シ季節的教授ハ其ノ季節ニ適當セル地方教材ヲ選擇シテ教授スルモノトス

四夏期講習會

毎年夏期農閑ノ時期ニ於テ連續五日間乃至七日間生徒ヲ招集シ主トシテ公民教育常識修養ニ關スル講演ヲ行
 フ此ノ間ハ毎早朝四十分間肄操科ヲ課ス

五自研會文庫ノ設置

生徒ノ組織セル自研會ノ事業トシテ巡迴文庫ノ制ヲ設ク

六研究課題

毎月一回研究問題ヲ課シ宿題トシテ其ノ解答ヲ作ラシメ然ル後研究會ヲ開キ研究シタル事項ヲ發表論議セシ
 ム

七平民文學ノ鼓吹

コ、ニ所謂平民文學トハ農村美田園生活ヲ謳歌セル和歌俳句冠句ノ類ヲ稱スルモノニシテ生徒ガ時ニ觸レ折
 ニ隨ヒテ田園生活ノ感想ヲ吟咏シタルモノヲ輯集シ毎月一回之レヲ拔萃シテ會誌奮闘ニ掲載ス

八競算會及競書會

毎年一回之ヲ開催シ球算練習及習字練習ヲ獎勵ス

九自研會機關雜誌ノ發行

生徒ノ常識修養教材補充名士ノ講演生徒ノ研究發表自作文章歌句等ヲ編輯掲載シ每學期之ヲ發行ス

一訓練ノ方針

- 1、勤儉信ノ實踐躬行及奮闘自研ヲ以テ學校ノ生命トシ精神的教育ヲ施ス
- 2、生徒ノ人格ヲ尊重シテ自重自信ノ念ヲ鼓舞シ積極的勸善ヲ獎勵ス
- 3、溫情親愛ヲ以テ意志ノ疏通ヲ圖リ家族的生活ヲ期ス
- 4、過度ノ干渉ヲ避ケ外部ノ拘束ヲ少クシ自律的精神ヲ涵養ス
- 5、實行ヲ尙ヒテ之ガ獎勵ニ勉メ虛偽空論ヲ排ス

二 實踐要目

- 1、皇室ヲ尊ビ祖先ヲ敬スベキコト
 - 2、勞働ノ神聖ヲ自覺シ常ニ業務ニ忠實ナルベキコト
 - 3、人ニ對シテ溫良親切且常ニ禮讓ヲ重ンズルコト
 - 4、質素ヲ旨トシ決シテ遊惰驕奢ノ風ニ感染セザルコト
 - 5、廉耻ヲ重ンジ個人及團體ノ名譽ヲ傷ケザルコト
 - 6、向上進取ノ意氣ヲ振作シ進ンデハ公共ノ事ニ盡スベキコト
 - 7、獨立自治ノ精神ヲ養ヒ依頼心ヲ起ササルコト
 - 8、讀書ノ趣味ヲ養ヒ常ニ研學修養ヲ怠ラザルコト
 - 9、常ニ時間ヲ嚴守シ規律節制ヲ重ンズルコト
 - 10、体力ヲ練リ氣節ヲ尚ビ怯懦退嬰ノ氣風ヲ排スルコト
- 三中堅の生徒ノ訓練
- 各學年各學級ニ於テ學力優秀性行善良ナル生徒數名ヲ內定シテ特別ノ注意ヲ拂ヒ其ノ訓練ニ努メ之等ヲ中堅生徒トシテ生徒交友ノ間ニ於テ善良ナル感化ヲ與ヘンコトヲ圖ル
- 四 向上日誌
- 生徒毎週土曜日登校ノ日ヲ摸範日トシテ最モ意義アル最善ノ生活ヲナサシメ當日ノ日誌ヲ作ラシム之ヲ向上

日誌トス

五 徹夜會

毎年一回本會ヲ開キ徹宵睡魔ト戰ヒ心身ヲ練リ克己心ヲ養ヒ且心力ノ無限偉大ナルコトヲ實驗自覺セシム徹夜會ノ翌日ハ平常ノ如ク實業ニ服セシメ瘦勞ノ態度ヲ現サシメザランコトヲ戒ム

六 農業實習

(說明ヲ略ス)

七 家庭實習地生産物品評會

生産物ノ改良ヲ圖リ兼テ之ガ審査ノ方法ヲ知ラシメンガ爲メニ毎年二回俵米及俵麥ノ品評會ヲ開催シ生徒ノ家庭實習地ニ於ケル生産品(米麥)一俵ニ設計書栽培日誌收支計算表ヲ添付シテ出品セシメ之ヲ審査シ其努力ヲ表彰ス

八 生徒ノ共同貯金

家庭實習地生産物品評會出品ノ米及麥一俵宛ハ共同販賣ニ付シ該代金ハ生徒ノ各自ノ貯金トス貯金通帳ハ校長之ヲ保管シ卒業後ト雖モ校長ノ承諾ヲ經ザレバ濫リニ返戻セザルモノトス而シテ該貯金ノ一部ハ生徒ノ視察旅行費ニ充ツ

九 見學旅行

毎年春秋二回縣内又ハ近縣ノ模範村模範青年團又ハ農事試驗場等視察旅行ヲナス

一〇卒業紀念伊勢參宮
 教師生徒一團トナリ毎年春季其ノ年ノ卒業生ヲ引卒シ伊勢參宮ヲナシ愛國敬神ノ念ヲ涵養スルト共ニ京阪地方ノ地歴ヲ實地見學セシム旅行後各自ノ感想ヲ書カシメ卒業紀念旅行記ヲ發行ス
 二名文詩歌ノ朗誦
 修養ノ指箴トナルベキ古今ノ大文章及大教訓或ハ青年ノ志氣ヲ鼓舞激勵スルニ足ルベキ憂國ノ志士賢哲等ノ吟咏シタル詩歌ヲ暗誦朗誦セシメ偉大ナル古今ノ人格ニ接觸セシメ情操ヲ涵養ス
 三体操及武道

1、毎日四十分間ゾ、嚴肅ナル体操ヲ課シ体育ノ増進ヲ圖ルト共ニ規律禮儀協同剛毅等ノ諸徳ヲ養フ其體止
 2、平素武道(劍道柔道)ヲ獎勵シ毎年二回演武大會ヲ開催ス
 3、時々信念体育ヲ課シ精神修養身體鍛練ノ資ニ供ス
 一三自研會ノ組織及事業
 自治協同ノ精神ヲ養ヒ且公民的訓練ヲ行ハンガ爲メニ自研會ヲ組織シ役員ハスベテ生徒中ヨリ選舉セシメ自治的ニ左ノ如キ事業ヲ行ヘシム
 1、文藝部ニ俳句和歌文章書道ノ研究ヲ進メ且心成、演習大會ヲ行フ
 2、會誌部ニ機關雜誌「奮闘」ノ編輯發行
 3、獎農部ニ農業改良ニ關スル研究調査

4、圖書部ニ圖書雜誌ヲ同覽刊ヲ規定シ圖書ヲ讀ムニ便スル
 5、雄辯部ニ演說及討論會ヲ行フ
 6、体育部ニ劍道柔道角力徒歩ヲ行フ

一四研究科生徒ノ指導

本科ヲ卒業シタルモノハ全部研究科ニ入學セシメ科目ニ依リ三ケ年間教育ヲ施ス而シテ本科ヨリ引續キ一人一題ノ研究題目ヲ選ビ本校教師指導ノ下ニ根氣強ク連續的ニ研究セシメ毎年夏期講習會ノ際其ノ研究ノ經過ヲ發表セシム研究科卒業ノ際ハ纏リタル研究ノ結果ヲ報告發表セシム

一五卒業生ノ指導

卒業生ハ本校同窓會ニ入會セシメ夏期講習會ノ際ハ必ズ出席聽講セシム又毎年二回同窓會總會ヲ開キ舊師舊友相會シテ友情ヲ溫ム

一六學 年 略 歴

- 四月 入學式 生徒身體檢査 父兄會 自研會總會 家庭實習地稻作設計書作製
- 五月 徹夜會 武道競技會 球算競技會
- 六月 農繁休業
- 七月 家庭實習地小麥品評會 學期試驗
- 八月 夏期講演會 自研會雄辯部會 會誌發行

- 九月 研究發表 農業手工品展覽會
- 十月 體育會 見學旅行 學期試驗 自研會總會 家庭實習地麥作設計書作製
- 十一月 農繁休業 會誌發行
- 十二月 農繁休業 課題整理
- 一月 家庭實習地俵米品評會 耐寒旅行(兔狩)
- 二月 武道大會
- 三月 會誌發行 學年試驗 卒業證書授與式

1、教授ノ方針

- 實習主義ノ發揮
- 郷土主義發揮
- 公民主義發揮

2、教育材料

- 實際生活上必要ナル事項ヲ各種ノ方面ヨリ蒐集スルコト
- 選擇標準 郷土ノ材料ヲ多方面ヨリ選擇スルコト
- 時勢ノ進運ニ件ヒ國家ノ趨勢ヲ鑑ミ無窮ノ皇運ヲ扶翼シ得ル強民主義ニ統一シテ選擇スルコト

3、教員養成法

● 研究の自學的態度ノ指導ニ努ムルコト

● 具體的直觀的ナルベシ

● 相互研究ヲ獎勵スベシ

4、教員科課程

- 修身科
- 教育勅語
- 男子ニハ特ニ立憲の精神及品性ヲ教養シ農的公民の訓練ニ重キヲ置ク
- 女子ニハ特ニ修身齊家ニ關スル事項ニ重キヲ置キ久シク因襲ノ惡弊ヨリ脱離セシムルコトニツトム

國語教科

● 從ツテ教科書以外新聞雜誌ノ善良ナル創作物ノ閱讀ノ指導及研究ヲモナサントス

● 書キ方ハ一定ノ手續セザレド指導主任ヲ定メ適當ノ方法ニヨリテ練習ヲナサシム

級リ方ハ眞ニ生徒ヲ發動の天地タラシメ以テ人生ニ最モ必要ナル創作力獨創力ノ啓培ニ資スルコロアラ

算術科

實地生活ニ必要ナル筆算球算ヲ授ク尙ホ統計ヲ理解シ自ラ統計ヲ作り得ル力ヲ養ヒ置クノ要アリ

理科農業科

郷土ニ適切ナル教材ヲ選擇シ實地ノ指導ニ重キヲ置キ職業的鍛練ニツト

体操科

『百姓ノ体操ハ要ラス』トカ『女子ハ運動ヲセデモヨイ』トカノ舊見ヲ脱シ時代ノ要求ニ應ズベキ体力ノ養成

努力スル様尊カザルベカラズ此ノ意味ニ於テ當校ニテハ普通体操ノ外男子ニハ柔道女子ニハ自強術ヲ課

裁縫科

普通衣服ノ積方ハ裁方實縫ヒ方ニ縫製方及洗濯ノ保存ノ方法ヲ授ケ且ツ節約利用ノ習慣ヲ養ハシム

家庭事科

育兒 看病 經濟 割烹 婦人衛生 洒掃等家庭生活ニ必須ナル事項及將來改善ニ資スベキ事項ヲ郷土化

作學法科

ト普通禮法ヲ授ケ溫雅優美ノ諸徳ヲ養ハントモ特ニ團體的公衆的禮法ハ現代ノ要求スル所ナレバ此ノ方面ニ

補習教育

ムル様本邦前途ノタメ大ニ考究スル所ナカルベカラゾ我校聊カ茲ニ見ル所アリ特ニ此ノ方面ニ意ヲ注キ近年稍

生徒信條

我等ハ相率キテ忠實健全ナル農的公民トナラン

國民的

公共的精神ニ富ム人

共同ノ

目進ノ修養ニツトムル人

禮儀ノ

正シキ人

忠實健全ナル

農的公民ノ要素

禮儀ノ正シキ人

共同ノ精神ニ富ム人

目進ノ修養ニツトムル人

公共的精神ニ富ム人

國民的の信念映盛ナル人

忠實健全ナル

農的公民ノ要素

禮儀ノ正シキ人

共同ノ精神ニ富ム人

目進ノ修養ニツトムル人

公共的精神ニ富ム人

國民的の信念映盛ナル人

身体ノ剛健ナル人
農業趣味豊富ナル人

2 課餘生活

共同ノ精神ニ富ム人

3 儀 式

三大節 學校記念日 其他ノ式典ニ列席セシム

4 表 彰

特殊實行者ニ皆勤者勲精勤者優等者ノ努力者等ハ賞狀賞品ノ一又ハ二ヲ授與シテ表彰ス

5 學校主任及部落主任

各學級ニ學級主任各部落ニ部落主任ヲ教師中ヨリ任命以テ教授訓練ヲ統一徹底ヲ企劃セシム

6 武道獎勵 武勇ノ大ニ奮發スルヲ以テ其ノ功績ニ對シテ賞状ヲ授與シテ其ノ功績ヲ表彰ス

7 社會奉仕ノ精神涵養 社會奉仕ノ精神ヲ涵養スルニ努ム

イ 男子部

男子部ニ對シテ勞働ノ習慣ヲ養フニ努ム

學田ノ手入れ 桑園 蔬菜園ノ耕耘 ストウ燃料ノ運搬小割等ヲナサシメ又農會ト連絡シ病蟲害ノ驅除豫

防ニ先其事ニ當ラシム

ロ 女子部

各學級適當ノ物品ヲ選定學年末ニ於テ小學校若クハ補習學校備品中ニ寄附ヲナス

別ニ毎月雜巾ヲ納付シ其代金ヲ以テ適當物品ヲ購入シ學校ニ寄附ヲナス

8 役員制度

各學級ニ正副級長ヲ置キ其學級ニ關スル一切ノ事件ヲ處置セシム

ロ 部落役員

自治委員ト稱シ各部落ヨリ選出セシメ校外ノ取締命令通知ノ傳達全校實行事項ノ改廢立案等ノ任ニ當ラシ

9 談話會其他ノ會合

日時目的等ハ生徒ト協定爾餘ノ事項ハスベテ生徒ノ自治ニマカス

10 見學旅行

毎年二回以上見學旅行ヲ行フ

11 中堅人物ノ教養

斷續的宿泊教授其他ノ方法ニヨリ特ニ中堅トナルベキ人物ノ教養ヲナサントス

12 相談所ノ設置

相談所ヲ設置ス

生徒ノ將來取ルベキ職業及ビ境遇ヲ指導シ平時懷抱スル煩悶等ニツキ大小トナク相談ノ相手トナリ眞ニ彼等ノ指導ニ任ゼント欲ス...

13 精神修養會 毎年一回三日乃至五日間本村津金寺住職指導ノ下ニ同寺ニ於テ天臺修行ノ修養會ヲ開催セントシ既ニ寺主...

14 公民科ノ實習 公民科ノ實習ニ關シテハ形式的方面ノ陶冶ニ一層ノ力ヲ致サンコトヲ期ス 村會ノ傍聽 村吏員ノ講話 議會の組織及實習等ヲナサシム

15 諸學科ニ關スル研究ノ設備ヲ完全ニシ又其研究ヲ尊重シ以テ研究心ヲ高ムルコトニ一層ノ努力ヲ加ヘン 殊ニ農業ニ關スル研究ノ設備ヲ完全ニシ又其研究ヲ尊重シ以テ研究心ヲ高ムルコトニ一層ノ努力ヲ加ヘン

16 其他 偶發ノ事項ヲ適當ニ處理シ學校ノ社會化ニツキ大ニ努ムル所アラントス 教材選擇ノ範圍ヲ狭クシ分量ヲ少クセザルベカラズ...

ハ郷土生活ノ趣味ヲ與フルヲ要ス 二時勢ノ進運ニ伴ヒ國家社會ノ趨勢ニ應ゼザルベカラズ 實業補習學校ニ於テ授クベキ教材ヲ其ノ性質ニヨリテ區別スレバ即チ左ノ如クナルベシ

- 一 家庭ノ生活ニ必要ナル事項
- 衣類 食物 住居 職業 經濟 交際 修養等ニ關スル事
- 二 郷土ノ生活ニ關スル件
 - 郷土ノ沿革 郷土ノ現勢 郷土ノ法制經濟 郷土ノ將來
- 三 國民トシテノ生活上必要ナル事項
 - 皇室 國家 租稅 兵役 行政 司法 財政 產業 教育 外交 其他
- 四 社會生活上必要ナル事項
 - 個人ト社會ト 交際 朋友 他人 外國人 功勞者 博愛 慈善 公衆衛生 公德等ナルベシ

方針

- 一、實生活ニ必須ナル智識技能ヲ授與スルコト
- 一、國民ノ自治トシテノ思想感情意志ノ陶冶ヲ圖ルコト
- 一、普通教育ノ補習ヲナシ小學教育ノ完成ヲ期スルコト
- 一、体育ヲ重ンジ全身ノ健康ヲ保護増進スルコトニ努メ又特ニ氣育ニ留意スルコト

訓育

方針

- 一、全生活ノ源泉タル實行動勉ノ氣風養成ニ努ムルコト
- 一、公民生活ノ要諦トシテ自治協同ノ眞精神ヲ体得セシムルコト
- 一、國民思想ノ根柢ヲ確立セシムル爲國民道德ノ歸趨國民精神ノ涵養ニ努ムルコト
- 一、訓育ハ教師ノ人格ヲ經トシ補習教育諸作用ヲ緯トシ以テ其ノ徹底ヲ期スルコト
- 一、補習教育全般ノ諸作用

方法

施設の育訓

- 一、表彰
一、學年末ニ操行善良學力優良出席良好ノ者
- 一、卒業ノ際ニ成績良好模範ニ足ル者
- 一、社會奉仕ニ公共ニ關スル勤勞ニ服セシム
- 一、生徒手帖ニ後日回想ノ契点ヲラシムル爲

教授

- 一、教授ハ實際化郷土化スル事ニ留意シ生徒ノ實際生活ニ密接ナル交渉アラシムルコト
- 一、教授ハ價值アル教材興味アル教材ヲ提供スルコトニ留意シ生徒ノ學習的趣味惹起スルコト

方針

- 一、教授ハ指導啓發ヲ主トシ生徒ノ自發活動ヲ獎勵スルコト
- 一、教授ノ効果ヲ大ナラシムル爲實習課題等ノ方法ニヨリ實地練達ノ途ヲ講ズルコト

要綱

- 一、教授要旨ニ各科毎ニ定メ其ノ嚮テ所ヲ明ニス
- 一、教授要項ニ教材ノ選擇排列教授ノ要目教授上ノ注意等ヲ定ム

教科書

- 生徒ノ實生活ニ適合セシムル爲各教科多クハ本校ニテ之ヲ編纂シ謄寫板摺トシテ生徒ニ配布ス
- 布ス會費ニ在リテ之ヲ刊行スル

學習的作業

- 一、短期講習會ニ實業家事等ニ關スル講習會ヲ開クコノ際ハ村民一般ニモ聽講セシム
- 一、講話會ニ長期休業中ニ行ヒ生徒ノ發表練習ヲ行ヌ外ニ適當ノ講師ヲ得タル場合ハ隨時ニ開ク
- 一、定時ハ六月上旬八月中旬十二月上旬ノ際ハ入退兵ヲ送迎ス
- 一、研究課題ニ自發研究獎勵ノ目的ヲ以テ問題ヲ課シ或ハ實驗ニヨリ或ハ書物ニヨル研究物ヲ徵シ優良ナルモノハ文林研究號ニ掲載シ之ヲ表彰ス
- 一、雜誌發行ニ年二回文林ヲ發行シ生徒ノ研究及作品等ヲ掲グ實費ヲ以テ配布ス賞賚賞品ヲ發シ
- 一、實地指導要目ノ制定ニ農業實習ノ目的ヲ達成スルニ遺漏ナカラシム
- 一、實習地ニ家庭ニ於テ男子ハ水田三畝以上畑若干坪女子ニハ畑若干坪ヲ父兄ヨリ小作セシメ存在ヲ明ニスル爲標本ヲ立テシム

ホ 農業實習

- 一、實習法ハ學校ノ指定スル良品種又ハ自己ノ撰ビタル品種ヲ栽培シ一定ノ實習成績ヲ作製セシム
- 一、指導ハ農業科擔任教師巡回指導ノ任ニ當ル
- 一、實習成績ノ處理ハ立毛ノ儘其他ハ出品ニヨリ品評會ヲ開キ審査ノ上賞狀賞品ヲ授與シ栽培法及結果ノ一般農家ノ參考ニ資スベキモノハ村民ニ周知セシム

体育

- 一運動會ハ春秋二季ニ開ク外ニ月夜ヲ利用シテ小運動會ヲ開ク
- 一遠足旅行ハ年一回見學ヲ兼ねテ行フ費用ニ充ツル爲年四回宛四季ニ分チテ貯金セシム
- 一身体検査ハ毎年春季ニ一回行フ
- 一体育獎勵會ハ校下ヨリ會費ヲ募集シ体育ノ後援ヲナス
- 一職員ノ態度
- 一信條ハ奮闘的努力ト忍耐トヲ以テ事ニ當ル
- 一研究ハ教材研究ト實際的智識ノ修養ニ努ム
- 一態度ハ先生然タラズ寧ロ彼等ノ伴侶トナル
- 一職員配置ハ學科擔任法ニヨル

- 一學級擔任ハ學級事務ノ整理ヲナス
- 一事務分掌ハ庶務、學籍、統計、校報、運動、文藝、樂隊ニ分ツ
- 一生徒役員ハ生徒長、通學部長、運動文藝樂隊ノ委員ヲ選出セシメ職員指揮ノ下ニ事務ヲ行ハシム
- 一細則制定ハ校則施行上必要ナル細則ヲ制定シ諸作用ノ運用ヲ完全ニス
- 一校報發行ハ本校諸行事生徒狀況等ニ關スル事項ヲ蒐集シ一般ニ配布ス
- 一就學及出席獎勵
- 一義務規約ハ小學卒業後他ノ學校ニ在學セザル限リ男子ハ徵兵適齡マデ女子ハ三年間必ズ就學セシムベキ義務ヲ父兄或ハ雇主ガ負フコトヲ戶主會ニ於テ決議ス
- 一商議員囑託ハ若干ノ商議員ヲ囑託シ前規約ノ勵行ヲ依囑シ且ツ經營上ノ協議ヲナス
- 一就學義務調査ハ毎年二月末迄ニ小學校卒業兒童ニツキ補習教育ヲ受クベキ者ヲ調査シ其ノ氏名ヲ村長ニ報告シ毎年四月補習教育學齡取調簿ニ左ノ事項ヲ記入ス
- 一補習學校ニ就學セル者ノ學年
- 一他校ニ入學セル者ノ校名右何レヘモ入學セザル者ノ理由
- 一欠席督促ハ欠席セントスル者ハ理由ヲ届ケシメ届出ナキ者ニ對シテハ督促ヲナシ督促數回ニ涉ルモ尙出席セザル時ハ商議員ニ督促ヲ依頼ス
- 一出席成績公表ハ學年末一覽表ヲ作リテ公表ス

一 精勤者表彰 學年末ニ於テ成績佳良ナル者ニ對シ賞品及賞狀ヲ授與ス

一 娛樂機關設備 樂隊器具ヲ備付ケ隨意ニ使用セシメ娛樂ノ用ニ供スル外地方休日ニハ小學校ヲ開放シテ備付ケノ運動用具等ヲ隨意ニ使用セシム

▲ 其ノ六

一、實業補習學校の目的と教授及訓練

實業補習學校の教授及訓練を研究せんとするには自ら補習學校の目的につき究め置く必要がある即實業補習學校規程第一條に曰く

實業補習學校は小學校の教科を卒へ職業に従事する者に對し職業に關する知識技能を授けると共に國民生活に須要なる教育をなすを以て本旨となす

之れに依れば補習學校は先づ職業に關する知識技能を授くるを目的とし之れと共に國民生活に須要なる教育をなすを目的とすることは明かである

第卅この場合國民生活に須要なる教育とは何を指すのであろうか、それは第一に一般的陶冶即小學校普通教育の補習及其延長を意味し第二には國民的公民的陶冶を指し居るであらうと思ふ即ち

- (1) 職業に關する知識技能の授與
- (2) 一般的陶冶 小學校教育の補習及延長
- (3) 國民的公民的陶冶

補習學校の目的は其の内容上より右の如く大体三つに別つ事が出来る職業に關する知識技能を授くる点に於て他の實業學校の如く國民的の教養をなさしむる点に於て小學校の如くである而し其何れにも屬せずして小學校の教科を卒へ職業に従事する者に對しての教育なる点に中心特色が存する此の点よりして補習學校の教授及訓練は他種學校に比して特に研究と努力との必要を生じて來るのである

二、教育適任と補習教育

補習學校時代即青年期は心身共に最動搖の甚だしい時期である第二の誕生期とも言はる、如く教育上極めて重要なる時であり又極めて危険なる時である、善惡共に外界より最感化を受け易い一面教育の功果の最著しい時期である即青年期は教育適性期であるされば斯の如く教育上有功の時期を教育なしに放任することは個人のためにも國家社會のためにも誠に忍び得ない事である斯の如く重大なる價值を有する教育適性期に適當の教育を施して外界よりの惡感化を豫防すると共に自家修養の機會と指導とを興へて堅實なる人格を成さしむる事は國民大多數の最良の而かも最高の教育である補習教育の有する内的中心目的でなければならぬ

以上の如く我が補習學校は重大なる意義と目的とを有して居る然るに現下の補習教育の狀況は果して如何であらうか、當局に於ても教育實際家に於ても將又町村に於ても相當に苦心もし力をも費して居るに、はらず補習教育不振の聲は依然として止まない、之れ如何なる所に起因するであらうか、起因する所多々あるであらう

而し吾人の見解を以てすれば此の中心欠陥は補習教育に關する研究が一般に不足せる点に存するであらうと信ずる

斯くの如き見解に立ちて聊か其れに役立つべく吾人は茲に自己の従事する農業補習學校(男子)の教授及訓練につきて一般的研究を試みたいと思ふ、

三、補習學校の教授

上述の如く國民教育上最重大なる使命を有する補習教育に於て其目的を達成すべく行はるるものは補習學校の教授其物である、教師は其教授に當りては常に補習教育の本質目的を念頭に置く事の必要なるは言ふまでもなく各科教授の要旨も皆此本質目的に立脚せねばならぬ、現今多くの補習學校に於て各科の教授要旨が本質目的に適合されて居ない、従つて統一もなく教材の選擇排列にも教授法にも連絡なく組織ないものになり終つて居るの傾向がある之れ目下大に改革を要する点であらうと考へる、之れを要するに補習教育の目的を達成し補習學校を價値あらしめると否とは其教授如何に存すと言はねばならぬ、以下教授上主要点に就いて少しく記して見やうと思ふ

(一)教科目と學年配當

補習學校に於ける教科目は一般的に普通科目實業科目乃至公民科目と分つ事が出来る之を學年に對し大体上如何に配當すべきか思ふに生徒の發達程度と實際生活との關係を基礎として考ふべきである、即前期に於ては一般に普通科目に力を注ぎ後期に入るに従ひ實業科目を重視し更に學年の進むにつれ之れ

と共に公民的修養をなさしめるが最適切なる配當であると思ふ

(二)教授要目及教材配當表の作製

學校長は其學校に於て教授する各教科目について教授要目を定める事を要する教科主任又は教授者は教授要目に基き其教科の各學期又は學年配當表を作製する事が肝要である、現今一般補習學校に於て之等事項が完全に實行されて居るであらうか、何等の要目なく何等の配當案豫定案なくして實際授業に臨むが如き大膽なる事象が行はれて居らぬであらうか其だ疑はしい次第である假令現今の如く過渡期に在る我補習教育に於て將又地方化時代化を要求する補習教育の本質よりして一而止むを得ざるもの有りとするもかゝる狀況は全く憂慮に絶えざる状態と認めねばならぬ故に教授要目の制定及教材配當案の作製は補習學校に於ける目下の緊要なる問題である

(三)教材の精選

規程に示さるる如く補習學校の教授時數は極めて僅少である又教授の時も多くは晝間の勤務を終り心身共に疲労して教授に最不適當の夜間である故に教材をよく精選し無駄な精力を費し徒勞せしめぬ様力むべきである即教材は有益にして實際的而かも興味あるものを取るべきである

(四)教材の取捨選擇

規程によりても瞭然たる如く補習學校に於ける教科乃至教材の取捨選擇は極めて自由である之れ其教授をして成るべく實際的地方的ならしめんとする趣旨に外ならない、如何なる教育にありても其土地の狀況に

適合せしむる事は必要であるが職業的指導を第一義とする補習學校にありては特に然りである之を要するに補習學校の教材は其地方生業の如何を顧み土地の状況を斟酌して適當の取捨選擇を行ひ成るべく地方化し實際化し且つ時代化する事に努めねばならぬ

(五) 生徒の思想指導につきて

社會問題に或は思想問題に今日の如く混沌たる時はない新奇を好み感受性の旺盛なる青年は去就に迷ひつゝある現状である且つ崇高なる理想に憧れつゝある青年は日に開き行く眼を以て現代の種々相を見るに及んで理想と現實社會との距離餘りに遠きに驚きつゝあるのである、茲に青年の悲憤となり慷慨となり懷疑となり厭世となり悲感となるのである誠に危険なる状態である

故に補習學校に於ては時事研究科等を設け或は適當の教科に於て社會問題或は思想問題等につきて十分理解と研究とをなさしめる事が必要であらひ、其れについては教師は常に現代思想の赴く所を究め嚴正なる批判と公平なる理解とを以て生徒の思想を指導する事が緊要である

(六) 學習態度につきて

補習學校生徒の學習は自學自習の態度を尊重すべきである青年時代は自己を主張し自ら進んで自由に究めん事を欲する時代である然るに現今補習學校に於ける實狀は之れに反する如き消極的受動的引込思案の態度を取りつゝあるは如何なる故であらうか、之れ適當なる指導法と必要なる設備とが欠けて居るがためではあるまいか、之を要す

るに圖書館巡回文庫其他適切なる設備となすと共に適當なる指導方法を講じて自學自習の習慣を作らしめ卒業後に至りても研鑽之れ力むるの態度を造詣する事が肝要である

(七) 教授法につきて

右の如く自學的態度を作るには生徒の質問を尊重する事の必要なるは言ふまでもない質問に對しては誠意を以て丁寧親切に之に應じ相共に研究するてふ大度量を持たねばならぬ

教師は權威を以て生徒に臨む事を避けねばならぬ又自己の知をてらひ生徒を卑下し其の言動を無視する如き態度に出でゝはならぬ

前述の如く生徒は多く晝の勤勞に疲勞せる者なる故教授は力めて生徒の氣分を新にすべき方法を工夫せねばならぬ

發問法を重視し生徒を活動せしめる事も必要である又直觀方便物等を用ひ生徒の興味を喚起し教授をして變化あらしめる事も必要である

(八) 各科教授につきて

現今補習學校の如く極めて僅少の教授時數にては小學校の如く多くの教科を獨立して教授することは不可能である故に補習學校規程に於て前期後期共修身、國語、數學、理科(前期のみ)職業課目の如き少數の科目のみを獨立せしめ他は之等教科中にて適當教授し或は便宜加設せしむる様規定したるは止むを得ざる事であらう

農村に在りては數學科としては多くは算術科のみを課し筆算と球算とに分けて居る

農村青年の數學的能力の欠けて居る事は實に驚く可き程度である年々の壯丁學力検査はよく此の實際を明かにして居る、この点に關しては補習學校に於て十分生徒に自覺せしめ憤發せしむると共に教師も又一層の努力と工夫を積むべきである

本科教授に當り最苦痛を感ずる点は左である

(イ) 生徒の數學的能力に著しき差等あること

(ロ) 生徒が本科に興味を持たず自學的態度極めて低劣なること

改良努力を要する点は

(1) 學科編制

學級編制でなく學科編制にすべきである若し全科不可能ならば算術科丈でも生徒の各能力に應じて數部に分ちて教授するが適當であると考へる

(2) 形式的方面の重視

形式的實質的兩方面の相離れず且つ補習學校の本質より見ても實質的方面に注意するは勿論であるが各期各學年を通じて形式的方面即思考力の養成數學的頭腦を練磨し應用自在ならしめる事は最大切の事である

(3) 地方的材料の重視
地方的特殊事項に注意する事も前項と共に必要の事項である大體以下の例へば農村としては

米麥兩等の相場に關する計算
公肥料の價と收穫高との割合

養蠶或は米麥作と其收支計算
肥料の成分と配合との計算

農業經濟上各種の利害計算

4、農業科
規程に依れば前期に主として基礎的知識技能を授け後期に職業の種類に依り適切なる事項を授けるやうになつて居る、之れは最適切の規定であると思ふが現在農業教授の實際よりして特に次の如き諸点に力を盡すべきであるまいか

(イ) 其目的上規程の目的を達すると共に土を愛するの念即郷土を愛好する念を養ふこと

(ロ) 本科に堪能且つ熱心なる専任教師を置くこと

(ハ) 教材を地方化すること

(ニ) 實習地を成るべく廣く設けること

理科は後期には存立が任意になつて居るが新設の科目である丈其取扱に最研究を要する状態にあると思ふ
目的としては小學校に於ける其れと大差ないものであると思はれるが補習學校に於ては特に農業科及家事
科との連絡に意を用ひ且つ人体の生理衛生等に關する實際的知識を授與する事を忘つてはならぬ

6. 公民科

規程第八條に曰く「公民科は、國民的知識を養成し、國民的義務を認識せしめ、國民的行動を指導するを要する」とある

實業補習學校に於ては適當なる學科目に於て法制上の知識其他國民公民として心得べき事項を授け又經
済觀念の養成につとむるを要す
右に依れば公民科として獨立せしむるは本体ではなく國語科或は修身科等に於て適當教授するが本旨であ
る様であるが右の目的を徹底せしめるためには公民科として獨立して取扱ふ事も又賢明なる一方法である
と信ずるさすれば本科取扱には自ら左の三方法が生ずる

- (イ) 國語科又は修身科等に適當に取扱ふもの
- (ロ) 修身科と併合し修身は公民科とするもの
- (ハ) 公民科として獨立さすもの

右の第一の場合に於ては公民的材料は豫じめ適當に豫定し配當し置きて其の教授の機会を逸せぬ様せねば
ならぬ
修身公民科とする場合は兩者教材の配當は下級に於ては修身的材料を多く公民的材料を少くし順次進みて

高級に進むに従ひ修身的材料を少くし公民的材料を多くする様配當すべきである
公民科として獨立せしむる場合は前期中は他教科に於て適當教授を補ひ後期に入りて初めて一科として設
けるが適切であらう

概して本科教授は生徒の興味を引き難く無味乾燥に陥り易い傾があるこれ生徒自身の精神發達が本課學習
に適合しないためであるといふ点もあるが又一面教授者自身其責を負ふべき点もあると思ふ
故に其任に當る教師はよく其の教材を研究し實際的事例に精通し實際教授を活かし行く様力のねばならぬ

四、補習學校の訓練

(一) 訓練と教師の位置

訓練は教師と生徒と相接觸する時行はれるが常である故に兩者の接觸極めて少く補習學校に於ては訓練も
又力なきものと思はねばならぬ
然し青年は感受性の極めて大なる時期である又偉大なるものに憧れ又之を崇敬する時代である故に偉大な

る人格を有する教師の感化は又一面偉大なるものであると言はねばならぬ
故に補習學校教師は不斷の修養と努力によりて常に自己人格の向上を計り全自我を以て訓練の中心とな
すの覺悟がなければならぬ

(二) 青年心理と訓練

訓練をして効果あらしむるには青年の心理を調査研究して其れに順應した訓練方法をとるは最必要の事である

ある青年は自我意識の最旺盛なる時である従つて自己を主張し動もすれば權威に反抗する故に權威を以て青年に臨んではならぬ又徒らに順従を強いてはならぬ

或教育者は小學校教師は水車の如くあれと叫んだこの言はうつして以て青年教師に及ぼし得やうか

青年教師は須らく青年の群の内に我身を投ぜねばならぬ彼等の仲より善良なる友達とならねばならぬ宛かも水車が一部は水中に入りつゝ他の一部は常に水面より出て居るが如く青年教師は常に青年の群より一步を超越せねばならぬ

眞に青年の友たり得る者にして初めて眞に青年の師たり得るものなりと言ひ得られるであらう

(三)自治的訓練

前述の如く自我を以て訓練の中心となし青年心理の越く所を洞察して訓練を施さんとせば自ら自治的の訓練に達するは自然の順序である、自由ならんとするは人性の根本的欲求である、兒童期に目醒めざりし此の自由欲求の念は青年期に入るや忽ち強烈に發露するが常であるが此等根本要求に根ざせる自治的訓練の功果は一面公民的將來國民的教養を得んとするの欲求に合するのであるかゝる公民的自治的教養は青年を教育對象とする我補習教育の負ふべき一大使命と言はべしであると思ふ

(四)諸校規定と訓練

前項の如く自治的訓練を實施するに當りては我校規或は規定等に從ふは我が意志に從ふものなれとの自覺を得しめる事が必要である

獨逸人は國家は我理性の表はれなりと見る故に國家の命に服従する事は我理性に從ふ事即ち自我を實現する事であると信じて居る

訓練もかゝる程度まで徹底したらよろしかろうと思ふ我校の校規規定に從ふ事即我が理性我意志に從ふ事とすれば悦んで絶對に服従する事が出来る茲に眞の自由があり又眞のデモクラチクスの態度がある

(五)社會道德の涵養

個人道德に酔く社會道德に極めて低級なりとは我國人の一般に受けつゝある批評である此の詐にして眞なりとせば國民大多數にとり最も最良の教育である我補習教育は此の点にも相當の力を致すべきである

人の生活は凡て社會的の生活である學校生活は其第一歩とも言へよう

社會生活に最も必要なるは相互扶助の觀念と共同の精神とである此の觀念と精神となくば社會は完全に發達し得ないのみならず恐らく個人も安全なる生存を遂げ得ないであらう

に努めねばならぬ
以下訓練の實際的實施要項につきて大体の研究に入らうと思ふ

(六)訓練の實際的施設要項

(1)時間の勵行嚴守

始業時終業時其他凡て時間は必ず嚴守するを要する之れは言う事は易く行ひ難い問題で折角の規定が破れたり校内秩序が亂れたりするのは多くはこの不勵行より醸される事が多い實行を目的とする訓練は時間嚴守の良習慣を徹底せしめねばならぬ

(2)出欠席に對する正確なる檢閲

出欠席の曖昧なる程學校の規律に影響するものはない又生徒の不平等も之等から表れる事が間々ある故に形式的ではあるが出席点呼は最嚴重にする必要がある時間制度にして授業の始めに當り点呼するもよからう出欠席に就いては細則を定め置いて一般生徒に十分了解させて勵行することが肝要である

(3)生徒の服裝携帶品所持品等の整理
教授が多くは夜間であり特に酷寒期に入ると随分寒心すべき服裝をして居る者がある
又随分華美の服裝をして來る者も多くは青年であるからと言つて自由に放任されてある之等青年に對しては時と處とを見且つ本人の性狀に適合した忠言を個人的に與へてやる事が賢い方法である

(4)教室及校具備品等の尊重
之れも訓練上必要の事である青年は自由を望し何か行動に直ちに出たがるものである何か少し不平でもあると机でもこぼして見たくなる之れは十分青年の高尙なる公德心に訴へて漸次自覺的にかゝる蠻的行動を排斥する様指導するがよい

(5)學級主任
各學級に學級主任を置いて直接其級訓練の中心となり指導たらしめる事は必要である要するに學級主任は其級生徒に平等に自由に全自我を以て相接するの赤心と大度とを有せねばならぬ

(6)生徒委員
其級凡ての事務を辦じ學級主任の補助或は手助けたらしめ自治的訓練に貢獻せしむべく各學級に委員數名を置くがよろし

(7)運動の獎勵
之れは自治的訓練に最適當した事であると思ふ委員は全生徒の投票によつて選出することもよからうが寧ろ數名宛輪番に其任に當つてかゝる方面の仕事を練習するが良しと思ふ
補習學校に於ても勉強にのみ熱中せしめる事は不可能であり又不可である彼等は自ら適切の運動や娛樂を要求する特に青年は其の心身の發達狀況よりして身体局部の小運動よりも全身にわたる如き大筋の運動を望するものである故に一教科として獨立せる体操科は勿論其他擊劍柔道又は角力等の適當な

る運動の機会を與へ又運動會遠足旅行等を催して此要求を充たさしめ身体を鍛練すると共に規律的生
活に馴れしめる事が必要である

(8) 娛樂機關の改良設置

運動の獎勵と共に適切な娛樂を改良供給して訓練の具たらしめる事も必要である娛樂につきては別項
娛樂の研究に譲るが要するに従來の娛樂を十分改良して青年の心身發達に適應し地方化し又時代化せ
しめる事が大切である

(9) 父兄懇話會展覽會學藝會等の開催

一面學校の状況を家庭に知らしめると同時に家庭と連絡して訓練するを要する
補習學校の訓練は學校丈では到底完全に行はるゝものではない家庭は勿論のこと他の一般社會乃至他
の團體の援助と協力とを得て十分達せられるものであると思ふ

(10) 講演會講話會及講習會等の開催

學校外より適當の講師を依頼して科外として講演會講話會又は講習會等を開催することも訓練上必要
の施設である

規程第十四條に示さるゝ如く殊特事項につきての講習會の開催は訓練外又別種の目的を有するも又訓
練の一機會たるを失はぬ

青年は理想を追及する然し彼等は現代の如く正義の觀念薄く責任感の極めて欠乏せる墮落せる社會の

實情を見ては全く迷はざるを得ぬのである加之思想界の混沌たる現状は青年の依る所を迷はして悪思
想は青年の身邊に暴威を逞うしつゝあるのである

かかる間に立ちて青年をして健全なる思想を体得せしめ嚴然として正善を主張し邪惡を排するの自律
的の道徳を樹立せしむることは刻下最緊要なる問題と言はねばならぬ

學校長初め全校職員は一致協力してかかる嚴正なる自律的態度の樹立に力めると共に豫め適切の問題
を提出して名士の講演講話を乞ひ相共に青年思想の善導に努勉する事は訓練上緊急なる事項である

(11) 圖書館巡回文庫等の設置

青年をして健全なる思想を得しむるためにも讀書趣味を養成し且つ自學的態度を造詣するためにも圖
書館巡回文庫の設立は甚だ大切なる事である
閑居して不善をなすは人性の弱点である特に心身の最動搖し易い新奇を好む青年にありては然りであ
る

かかる青年に運動を獎勵し適切な娛樂を與へると共に圖書館等を設立して大に讀書趣味を培養して
不善に入るの餘暇なからしむる事は青年教育上見逃す可らざる重要事項である

其の書籍の購入につきては教師が十分の研究と調査とを積みて選擇すべき事は而論のことである

▲ 其の七

一、教授方針

- 1、小學校教育の完成を期し公民的要素の具備に努むべし
- 2、職業陶冶を重じ田園趣味の涵養に努むべし
- 3、訓練と相まちて質素勤勉の徳を養ひ經濟思想の涵養を努むべし
- 4、縣郡是並に村是との交渉をとり之れが徹底に努むること
- 5、教材はつねに郷土を中心として土地の情況に適切ならしむること
- 6、兒童の自發的精神を重んじ豫習復習に留意すること
- 7、常識養成に留意すること
- 8、常に收支計算をなさしめ經濟思想の養成に留意すること
- 9、郷土資料並に教授資料蒐集につとむること
- 10、實習作業の指導につとむること

以上の諸点に注意し各學科教授の連絡統一を圖り教授事項の要点を會得せしめ堅實なる知識を養ひ努めて之れが實績を擧げること

二、生徒教養の方針

- 1、知能教授に偏することなく健實なる人物養成に重きを置くこと
- 2、身体鍛練に留意すること
- 3、普通學科圓滿なる常識の發達を圖り活動的人物を養成すること

4、實業科知識の高遠技能の末技に馳することなく實業の趣味を解せしめ自重心と奮勵心とを惹起せしむるに重きを置くこと

(七) 外界に對する方針

- 1、小學校と關係を極めて密接ならしむること
- 2、縣郡村勸業と地方の實業並に實業家との連絡に留意すべきこと

(八) 大正十年度改善事項

- (一) 訓練方面
 - 校訓の徹底を圖り學習態度を佳良ならしむること
 - (二) 教授方面
 - 國語教授の改善を圖ること
 - (三) 養護方面
 - 体育の向上
 - (四) 一般方面
 - 家庭との聯絡を圖ること
 - 各種団体との連絡を圖ること
- 三、教授上の注意事項

- 1、郷土を中心として教材の選擇並に取扱を適切ならしむること
 - 2、生徒の日常經驗を基礎として啓發誘導に努むること
 - 3、原則と現象との關係を明にし學理の應用を誤らさることに留意すること
 - 4、隱健なる農民教養の本義に立却すること
 - 5、低學年に於ては一般的陶冶を主とし高學年に於ては學理に實際とを調和し學術研究の基礎を成さしむること
 - 6、小學校に於ける各種教材及教授の研究に努むること
 - 7、個別的取扱をなすこと
 - 8、實習地の指導は土壤肥料作物の種類經營方針經濟狀態等を顧慮して適切なる學理の應用に基くこと
 - 9、實習をして趣味的ならしむるとともに郷土一圓を實習地なりとの意味に於て見學につとむべし
 - 10、教授は生徒の成績結果より顧慮せられたる改善たるべし
- 四、訓練の方針
- 一、忠實以て事に當るの習慣を養成することに努むべし
 - 二、勤勞を尙ぶの習慣を養成することにつとむべし
 - 三、協同一致の習慣を養成すべし
 - 四、禮讓を重んずるの習慣を養成すべし

五、自治的良習慣を養成すべし

校 訓

忠實、勤儉、
協同、
禮儀、自治、
共々によく働いてよい日本人になれ

五、自治的訓練

將來町村の一員として將た又國家の良民として必要なる自治的精神を養成せんと欲し左の方法を實行す

一役 員

正副級長制度

風紀係

校友會係

學藝會係

通學互友團正副組長

二會 議

六、實業的訓練

將來實業に従事し郷土の中心となり地方自治の向上産業の發達を企圖せんとせば須く實業的訓練を施さざるべからず故に當に其學術技藝を修得せしむるに止まらず實行的訓練を施し心身を鍛練し以て勤勞に堪ふるの習慣を養ふと同時に其趣味を高尚にし以て規律ある生活を爲さしむること肝要なり故に之れを學校生活にもとめ教師の模範による暗示と實行の獎勵と時に應じての訓誡とによりて實行的性格の陶冶を圖らんとす

實行的訓練

甲 課業に於ける場合

一 A 一般的教科の價值

二 B 實業的教科

三 C イ 實習上の價值

乙 課外作業に於ける場合

A 學校掃除

B 諸當番

C 學園作業

D 課外實習

E 臨時作業

其ノ八

教授ニ關スル施設

一、準備 地方基礎調査、教材撰擇、教材配當、教授細目、教授案、教授法研究会 (月二回)

二、練習 實習實驗、球算練習、夏冬休作業、課外讀物、日用文章

三、結果 成績考査成績物廻覽、保存及成績揭示 (每週)

四、時局 公民週報發行及配布 (每週火曜日)

試作田、採種田、家庭實習模範田、苗代

献穀田、練習田、蘭草依托栽培

苗圃、家庭實習模範園、經濟圃

研究圃、見本園、練習圃、桑園

溫床、苗床

一、農場 2、副業 養蠶、養雞、養蜂、手藝

二、家庭ニ於ケル實習 家庭實習地、養蠶、田植

三、其他 肥料其他消耗品ノ購入、生産物ノ販賣、學用品購買組合、實地見學(農事關係)

C 課外 教授

- 1、普通作物、經濟家政產率組合等郡農會
- 2、各種講話、養蠶及全取縮法、蠶業取締所
- 3、普通作物、養蠶、農林學校
- 二、茶ノ湯、生花(女子)
- 一、目的、栽培法研究、審査練習
- 二、會期、九月二十日、十二月二十五日
- 三、出品物、生徒家庭實習地生産品、本校實習地生産品、手藝品其他參考品

訓練及養護ニ關スル施設

- 一、崇拜人物、二宮尊德翁、小出えち子女史
- 二、指導、教育勅語、戊申詔書、合同訓話、實踐要項、賞罰、教室裝飾等
- 三、作業實務練習、農場等各當番日誌記入、來賓應接、掃除、器具調製整理
- 四、會合、粒々會、農年會
- 農場觀察、養蠶、養蠶、農具

練

- 五、記念事業、御大禮記念、朝起會、(毎月一日)卒業記念樹
- 六、家庭連絡、父兄會、家庭訪問、學校手帳、簡件調査、家庭養蠶及實習地巡回指導
- 七、寒稽古、毎冬約二週間
- 八、一般管理學年擔任

養

- 一、確實要領ノ体操、競技(徒競走、ハードルレース、槍投、砲彈投、圓盤投、走幅跳)擊劍
- 二、平素ノ運動、運動會
- 三、修學旅行、登山、夏期臨海教授
- 四、身体檢查、傳染病豫防、校庭撤水、トラホーム校内治療
- 五、養蠶室、救急器具藥品ノ設備(當直當番)

護

外部連絡ニ關スル施設

- 卒業生連絡
- (1)教育召集年一回四月九月
- (2)同窓會

- 一、村農會
- 二、郡農會
- 受、技手ノ派遣ヲウク

動的

- 三、農事試驗場 種子ノ配布ヲウク
- 四、蠶業取締所 實習ノ指導ヲ受ク
- 五、地方製絲家 場内參觀、生繭販賣
- 六、商議員會 各字内特種技能者ヲ商議員トシ特種技能ノ指導
其他ノ援助ヲウク

動的

- 一、農事研究會 各字ノ該會へ出張講演ヲナス
- 二、在郷軍人會 多收穫競作田其他農事ノ指導
- 三、青年會女子會 一般指導 農事上ノ指導
講演會 公民週報配布
- 四、農家月行事揭示 校門前
- 五、依托栽培、依托養鶏、依托試驗
- 六、村ノ農家 試驗成績發表、質問應答、講演會

七 實 習

○ 總 說

一、實習の必要

實業補習學校の本質上より見て實習を重要視すべきは今更らに説明の要なからん

二 實習の目的

- (1) 科學の上に立脚せる生産能率の増進に資する事
- (2) 作爲による精神的方面の諸徳を修練すること

三 實習を要する學科

農工商水産林業等の各實科算術科の或部分及び女子にありては家事科等ならん

四 實習教材の撰擇と排列

- (1) 教材は其町村是に立脚すること
- (2) 生徒の環境(已往、現在、將來)に顧慮すること
- (3) 實習教材を期節的に配合すること
- (4) 排列は生徒の身心發達過程によること
- (5) 實習指導者の實力(學力及技能)によること
- (6) 實習地の廣狹により案排すること
- (7) 學科と實習との連絡を圖ること

五 實習要目の確立

- (1) 實習すべき要目を前項によりて確立すること

- (2) 實習細目を編成すること
- (3) 細目の訂正増補をなし之が活用を図ること

六 實習設備

- (1) 學校として相當なる實習上の設備をなし以て教授の徹底を期すべきこと
- (2) 一般父兄の理解のもとに生徒として必要なる實習上の準備をなさしむること

七 實習と指導者

- (1) 指導者の人格者たること
- (2) 指導者は其郷土の研究調査をなすこと
- (3) 指導者が同一校に勤続すること
- (4) 指導者の態度の研究的たること
- (5) 指導者は單に補習生徒の指導者たるのみならず常に其町村斯界の指導者を以て任ずること
- (6) 適當なる指導者養成機關を設置すること
- (7) 指導者の優遇を図ること
- (8) 或科につき適當なる指導者を得ざる場合には其町村内外につき適任者を求め之に囑托し又或事項につき委任するを可とす

實習設備の八 實習の種類別

(一) 1 學校實習

(二) 2 家庭實習

(三) 3 委託實習

(四) 1 個人實習

(五) 2 共同實習

(六) 1 指導實習

(七) 2 自由實習

九 實習と連絡

(1) 學科と實習との連絡(他教科とも)

(2) 諸種の機關との連絡及援助

(3) 見學參觀等による連絡

一〇 實習と指導法

(一) 1 個別的指導法

(二) 2 團体的指導法

(三) 1 模式指導法

(四) 2 研究的指導法

- (三) 1 巡回指導法
- 2 一般的指導法
- (四) 1 質疑による指導法
- 2 通信揭示による指導法
- 一 實習と奨励
- (1) 部落表彰
- (2) 個人表彰
- (3) 褒状
- (4) 賞状賞品
- 二 實習と處理
- (1) 實習前に於て教授の準備を完成すると共に實習後の始末に注意せしむること
- (2) 實習成績を諸種の方面より反省し尙ほ將來の參考資料として活用せしむること
- (3) 経過の記帳と共に收支計算をなさしむること
- (4) 成績の發表及び批評によりて効果の確保を圖ること(檢閲に止むるものもあり)
- (5) 展覽會品評會發表會によりて自他の參考に資す

一 各 論

一 農業實習(地方により異なるものにて大要を)

一 農業實習地の種別

- (1) 學校實習地
- (2) 共同實習地
- (3) 家庭實習地
- (4) 委託實習地

二 農業實習地の區分

- (1) 模範栽培區
- (2) 試驗栽培區
- (3) 練習栽培區
- (4) 苗圃區

三 農業實習事項

- (1) 桑樹栽培
- (2) 蔬菜果樹栽培
- (3) 穀菽類の耕種栽培收穫まで
- (4) 養蠶

- (5) 養蜂
 - (6) 養鶏
 - (7) 養魚(其他水栽)
 - (8) 養畜(牛馬羊豚)
 - (9) 温床
 - (10) 林業
 - (11) 自給肥料及配合肥料
 - (12) 作物の病虫害豫防驅除
 - (13) 肥料の共同購入及分配
 - (14) 農業手工
 - (15) 農業簿記
 - (16) 特殊なる農産製造
 - (17) 氣象觀測
 - (18) 販賣
 - (19) 其他土地の狀況によりて
- 一 農業實習(四) 農業實習地管理法

(1) 教師と生徒とによるもの (イ) 生徒は全部なる場合 (ロ) 生徒は一部なる場合 (ハ) 代表者のみの場合 (ニ) 生徒のみによるもの	イ 教師の設計による場合	農具	農具	農具	農具	農具	農具
	ロ 生徒の立案による場合	農具	農具	農具	農具	農具	農具
(2) 被委託者によるもの	イ 委託者	農具	農具	農具	農具	農具	農具
	ロ 委託者と生徒(又指定生徒のみ)	農具	農具	農具	農具	農具	農具
(3) 實習地(田、畑、山林、池沼)	イ 實習地	農具	農具	農具	農具	農具	農具
	ロ 普通教室、講堂、各種の特別教室(尙女子には裁縫室、家事室、作法室)、講室、作業室、農具倉、堆肥舎、肥料舎、鶏舎、蓄舎	農具	農具	農具	農具	農具	農具
(4) 教授用具	イ 學校として備附すべきもの(省略)	農具	農具	農具	農具	農具	農具
	ロ 農具	農具	農具	農具	農具	農具	農具

2、場所

- イ、學校附近にして衆目にふるゝ處なること
- ロ、灌溉排水風通し日當り等克く且つ代表的土壤地なるべし

三、實習事項

普通作物蔬菜栽培の技術練習日誌記入、特用作物の栽培、各種試作試験、研究調査、作付栽培設計書作製、養蠶、養鶏、養魚、温床、苗床、花卉栽培、農産製造、病虫害驅除、堆肥製造、生産物販賣

實習事項中に於て栽培、作物初め各種目は現に重要なもの又は將來奨勵を要すると認むるものにつきて慎重採擇すること

家庭實習事項につきては主として生徒の自由撰擇に委す

四、實習時間

- 1、定期召集日
- 2、郡指導員其他名士出張の場合豫め通告
- 3、早晚、中食后、公休日

五、實習設計

各自實習事項につき栽培其他作業につきて設計書提出すること

設計書に基き實習作業豫定表作製

一、農家年中行事の作製

村内病虫害驅除豫防作業

六、擔任方法

- 1、共同區、見本區、種苗區は生徒の全部又は學級の全部にて共同擔當せしむ
- 2、分擔區試験區は三四名乃至七八名を一組とし各實習組にて擔當せしむ
- 3、擔當區には標札を立て、同區栽培の責任を明にする
- 4、家庭一坪農業は勿論各生徒に於て擔當し一定せる標札を立て、責任を明にする

七、作業方法

- 1、實習主任教員は作業方法を説明し更に示範し然る後實習せしむ
- 2、作業については器機器具の使用作業技術等より合理的に實際指導をなす
- 3、共同區は實習教員主として之を監督し分擔區は各組長をして監督せしめ教師は専ら指導に任ずるものとす
- 4、實習は豫め之れを生徒に告げ用具肥料種子其他の準備に遺憾なからしむ
- 5、實習當日を定め當日の準備及後始末整理をなさしむ
- 6、隨時實習の場合は級長及組長指揮の下に管理手入せしむ
- 7、實習の經過は夫々各帳簿に記入せしむ

- 8、實習終了後は作業につき批評注意を與へ其結果につき觀察を怠らざらしむ
 - 9、家庭一坪農業の實習は各生徒に於てなすこと勿論なるが實習教員は隨時巡視指導をなす
- 八、用具肥料其他

- 1、用具は成るべく學校に準備すべしと雖も其不足なる分は生徒各自に持參せしむ
 - 2、肥料については人糞尿は學校のものを使用し堆肥は生徒に製造せしめ骨肥のみ購入す
 - 3、服装は家庭に於ける勞働服其儘とす
 - 4、用具はよく整頓して嚴重に整理保存せしむ
- 九、收穫物の處理

- 1、實習によりて生じたる收穫物は左記要点につき調査研究し然る後處理す
 - 品目、數量、品質、品種、特徴、及改良の要点
 - 2、生産物は生徒の試食用に供し或は生徒自身のために使用して勞力に對する報酬を與へ實習趣味を起さしめ熱心を増さしむ
 - 3、生産物は標本及實驗材料等に供す
 - 4、優良獎勵種苗は生徒の家庭又は一般農家に配布す
 - 5、賣却したるものは經濟の許す限り生徒の獎勵及娛樂費に供す
- 一〇、管理用帳簿

實習管理の爲左の帳簿を置く

1、實習地名帳

實習地の狀況を明にし其現況を一目瞭然たらしむるとともに將來の計劃に資せんが爲めに置く

2、作物幕帳

作物栽培の狀況を明にし栽培法の改良研究に資せんがために置く

3、實習日誌

イ、教師用 實習全般に亘る作業管理等擔任教師毎日之れを記入するものとす

ロ、生徒用 級別組別及個人別とし生徒をして實習に關する諸事項を記入せしめ教師講評す

4、以上の外生産物記入簿、實習用物品受拂簿其他必要なる補助簿を置く

一一、實習獎勵及成績批評

1、指導員名士の臨地講話の際實習作業、栽培作物に對して精密なる審査批評を乞ふ

2、家庭一坪農業については持寄品評會を開催し又一般農家と合同して農産物品評會を開催して成績優良なるものを褒賞す

立毛品評會等催すことあるべし

3、作物を收穫するときは時々試食會を催し又秋仕舞には收穫祝を催して職員、生徒、補習學校關係者等列席し成績の批評及明年度の計劃等をなす

實習指導方針

一、教授方面

- 1、實習は凡て實習教授細目に準據すること
 - 2、基本實習の徹底的取扱
 - 3、擔任實習の目的に徹底的理解
 - 4、實習開始前に於ける種類、目的、方法の概要注意
 - 5、設計書の作製と経過観察の記入
 - 6、示範
 - 7、個別指導の勵行
 - 8、郷土の慣用方法に留意
 - 9、質問の奨励及善導
 - 10、收支計算の觀念養成
- 二、訓練方面
- 1、規律の嚴守
 - 2、整理整頓法の嚴守

3、忍耐力の養成

4、協同一致辛酸を共にする氣風の養成

三、養護方面

- 1、適宜の休憩時間の附與
- 2、作業服
- 3、危険の防除
- 4、虚弱者の處置

一、研究心の養成

- 1、教授の實際的試験
- 2、試作研究田圃設置
- 3、生徒相互研究
- 4、品評會
- 5、實習奨勵賞

二、援助

1、父兄會

2、商議員會

3、各種勸業機關

實習方法

A、實習地

1、區劃

- 田 II 試作田、採種田、畝穀田、練習田、苗代、家庭實習地模範田、蘭草栽培田
- 畑 II 練習園、苗圃、家庭實習地模範園、研究圃、經濟圃、見本園、桑園
- 其他 II 校地内果樹園、花壇、溫床、苗床、

2、實習事項

- 第一期 II 普通作物及蔬菜栽基の技術練習日誌記入
- 第二期 II 普通作物栽培の練習及試作養蠶養鶏
- 第三期 II 特用特殊作物の栽培、各種試作試験及研究調査
- 作付及栽培の作製及設計

養蠶養魚溫床、苗床

第四期 II 普通作物の栽培及花卉栽培

B、其他

- 一イ、養蠶 II 飼育法練習、各種試験區の設定、桑樹仕立法及育苗法練習
- ロ、養蜂 II 養蜂練習
- ハ、養鶏 II 品種試験、經濟調査、孵化並に育雛練習飼料購入練習、飼料調査
- ニ、養魚 II 稻田養鯉、養魚場（鰻、鯉、鱒）の設置並に其管理經營
- ホ、農蠶製造 II 藥網工、蠶網製造、農産物加工、座繰製糸（女子）、真綿製造（女子）
- ヘ、其他 II 土木測量、藥草栽培、堆肥の製造、土壤及肥料の分析等

實習開始前に於て今日爲すべき仕事の種類、目的之れが方法これを爲す上についての注意事項等詳細に亘りて指示し後實習にとりかゝらしむ

作業開始前に於ては必ず教師の示範を要す

生徒の個別指導については克く其徹底を期す

實習作業は其土地の状況方式に注意す

生徒の不審事項は實習場にて質すこと

特に收支計算の感念の養成に注意す

實地指導期節中の生徒招集

實地指導期節中毎月一回若しくは二回（なるべく所定の公休日を選ぶか或は夜間）學校に招集して家庭實習上

必要なる指導をなし又は實習見學をなす

○ 例三、 其三、

實習の心得

- 一、實習中は教師の指揮に従ふべきは勿論時間を厳守し努力を惜しまず互に相親睦し補佐協力勤めて業務の進捗を図るべし
- 二、實習中已の從事せる作業については精密なる注意を拂ひ實地上の知識技能を練磨することにとむべし
- 三、實習時間中と雖も作物の経過發育状況等につきて觀察を怠らず若し所要あらば教師に質問すべし
- 四、注意力を養成し且つ後日の参考に供する爲め各自農場日誌を供へ之に各作物栽培管理に必要な事項を記載し以て時々教師の檢閲をうくべし
- 五、實習に使用する器械器具はなるべく鄭重に使用し業を終らば之れを清拭して所定の場所に整置し若し破損紛失の場合には組長を経て受持教師に届出づべし
- 六、實習器具は生徒各自若しくは實習組合に擔當管理せしむることあるべし
- 七、教師の許可なくして種子及農作物等を持出すべからず
- 八、教師の許可なくして休憩するなからず
- 九、遅刻早退臨時休憩を要する場合には届出づべし
- 一〇、實習命令簿に記載せる作業の終りを告ぐる以前に於て組長は教師にその旨申告し自后の作業についてその指揮をうくべし

の指揮をうくべし

一、終業にあたりては先づ當日實習業務の終末を整理し且つ實習材料收穫物等を散逸せしめざる様注意すべし

實習施設

甲 實習事項

- 1、田之部
 - 苗代、本田、試験田、
- 2、畑之部
 - 見本圃、普通作物園、蔬菜園、果樹園、桑園、種苗圃、實驗地、苗圃
- 3、山林之部

實習林

乙、實習方法

實習は男生にのみ課す
 四月より十一月まで毎週月曜日を定日とし學校の實習地に集る
 但實習多き期節にありては臨時に出席せしめ教師の指導に従はしむ
 家庭に於ては學校に於ける實習を模範として應用的に實習せしむ、教師は巡回して指導す

- 2、機械的模倣を排して理論に基き創作的に練習せしむ
- 3、時間を定めて基礎的技術の練磨につとむ
- 4、古着仕立直しに關する工夫
- 5、成績向上に關する設備
 - イ、成績品の陳列（相互批評）
 - ロ、競技會
- 一定時間内の基礎的技術の競技
- 一齊に同一材料による競技
- 措籤による競技
- ハ、裁縫科専科教員檢定試験に應ぜしむことの獎勵
- 6、家事裁縫科展覽會
- 春秋二回開會
- 7、成績品賣店
 - 改善を主とし、一般の批評を求め廉賣す

八 入學及ビ出席

▲ 其ノ一

入 學 獎 勵

- 一、補習教育ノ宣傳
アラユル機會ヲ利用シテ宣傳ニ務ムルコト
- 二、戶主會ノ規約
 - 1、戶主ハ子弟ヲシテ補習學校ニ入學セシムルコト（義務的ニ）
 - 2、規約ヲ破リタルモノニハ相當ノ制裁ヲ加フルコト
- 三、青年團ノ規約
補習學校ヲ青年團ノ修養機關ト認ムルコト
- 四、補習學校卒業生ノ優遇
- 五、入學ノ手續及ビ入學式
 - 1、父兄生徒ニ責任感ヲ持タヌ爲メ入學前ニ入學願書ヲ提出セシムルコト
 - 2、入學式ハ嚴肅ナランタメ町村有力者ノ臨席ヲ乞フコト

出 席 督 勵

- 一、青年ノ自覺
- 二、戸主トノ共同
 - 1、戸主ハ生徒ノ出席ニ便宜ヲ與フルコト
 - 2、戸主ハ生徒ノ出缺ニツキ細心ノ注意ヲ拂フコト
- 三、相互制裁
 - 1、各部落ヲシテ出席ノ競争ヲナサシムルコト
 - 2、互ニ忠告シアフコト
- 四、絶エザル督促
 - 1、學校ヨリノ督促
 - 2、青年團役員ノ督促
 - 3、村當局者ノ督促
- 五、設 備
 - 1、採 暖
 - 2、採 光
 - 3、娛樂的設備
- 六、青年團手帳ノ利用

- 1、自己ノ履歷成績体格等ヲ精細ニ記入セシムルコト
- 2、缺席セントスル場合ニハ事由ヲ記入シテ提出セシムルコト
- 3、檢閲者ハ檢閲ヲ忽諾ニ附セザルコト
- 七、學校及ビ部落ニ於ケル父兄會
- 八、成績品展覽會ノ開催
- 九、品評會ノ開催
 - 農作物品評會ヲ開キ優良ナル出品物ニツキテハ出品者ノ經驗談ヲ聽キ參考ニ資スルコト
- 一〇、講話會茶話會ヲ開ク
 - 1、意見發表ノ機會ヲ與フルコト
 - 2、名士ヲ聘シテ講演ヲ乞フコト
- 一一、他校參觀
 - 生徒ヲシテ自奮セシムルタメ優良ナル補習學校ヲ參觀セシムルコト
- 一二、圖書館ノ利用
 - 生徒ガ自己ノ好メルモノヲ讀ムコトガ出來ルカラ進ンデ出席スル様ニナル
- 一三、優良教員ヲ置ク
 - 出席ノ督勵獎勵其當ヲ得テモ教員ニ適當ノ人ヲ得ナケレバ徹底シタ教育ハ出來ヌコト

- 一、小學校長は毎年一月末日迄に其の三月卒業すべき児童につき補習教育を受くべき者を調査し其氏名を市町村長に報告すべし
- 二、市町村長は小學校長の報告により二月末日迄に其子弟を四月一日補習學校へ入學すべきことを父兄又は雇傭者へ通知すべし
- 三、父兄は前項の通知を受けたる時は三月十五日迄に四月後他町村へ出稼せしむるか又は中等程度の學校へ入學せしむるかを市町村長へ届出づべし
- 四、市町村長は前項の届出なき者は當然補習學校へ入學すべきものと認め其氏名を三月二十五日限り學校長へ通知すべし
- 五、學校長は前項の通知を受けたる者にして入學せざる時は開校後十日以内に其氏名を市町村長に報告すべし
- 六、市町村長は毎學年末卒業せし児童につき補習學校學齡簿を作り異動を記入すべし
但他の町村より來住したる者あるときは前各項の手續を盡すべし
- 七、會社工場商店等の從業者にして學校組織にあらざる場所に於て補習教育を受けんとする者又は受くる事能はざる事情あるものは毎學年の開始前其父兄又は雇傭者より之を市町村長に届出づべし
- 八、學校長は學籍簿出席簿月末調査表月末各支部調査表及考査簿を備ふべし
- 九、不良の行爲あり改悛の見込なき者は退學を命すべし

- 但學校長は其行爲氏名を村長へ報告村長は之を所轄警察署長に報告すべし
- 十、退學を命すべし主なる行爲は猥褻賭博詐欺強盜等とす
 - 十一、學校長は毎年入學及出席の成績を調査し翌月十日迄に市町村長を経由し市は知事町村は郡長に報告すべし
 - 十二、郡長は前項の成績を集め毎月十五日迄に知事に報告すべし
 - 十三、學校長は毎年三月末日迄に其生徒の學業成績及出席日數を學籍簿に記入すべし
 - 十四、市町村長は督勵員指導員を囑託し補習生徒の入學出席及風紀の取締に任せしむべし

九 娛 樂

- 一、娛樂ノ必要
 - 1、人生ト娛樂(省畧)
 - 2、補習教育ト娛樂(省畧)
- 二、娛樂選拂ノ標準
 - 1、賭事ヲ加ヘザルコト
 - 2、他人ニ迷惑ヲ及ボサザルコト
 - 3、多人數ニテ樂ミ得ルコト

4、長時間ニ渡ラザルコト

5、身体的娛樂ト精神的娛樂トヲ併用スルコト

三、娛樂ノ種類

1、主トシテ身体ニ關スルモノ

1 力鍊會 2 運動會 3 遠足登山 4 競走 5 擊劍

6 柔道 7 庭球 8 野球 9 ビンボン 10 相撲

11 鐵棒 12 高飛巾飛 13 弓術 14 射的 15 水泳

16 競馬 17 茶話會 18 試食會 19 盆踊 20 棒押

21 腕角力 22 劍舞 23 自轉車競技

2、主トシテ精神ニ關スルモノ

1 お哢會 || お伽會、雄辯會

2 文藝會 || 俳句、川柳、和歌、競書等

3 音樂 || 樂隊、ラツバ、橫笛、ハーモニカ、グイオリン、尺八、大正琴、蓄音機等

4 活動寫眞、觀劇、歌劇、浪花節、琵琶、落語、講談等

5 圍碁、將棋、歌留多等

十 体 育

一、体操科施設方針

1、實業補習學校体操科ノ特質(省畧)

2、實際生活上ニ適應スベキモノタルコト(省畧)

3、青年心理ノ理解(省畧)

4、教師ノ修養

イ、体操學理ノ研究

ロ、体操技術ノ研究

ハ、体操教授法ノ研究

ニ、青年心理ノ研究

5、小學校体操科ノ徹底

6、環境整理

7、生徒ノ自覺並ニ趣味ノ喚起

8、教材ノ精選

9、服裝ノ改善

10、設備ノ完成

11、教授要項及諸注意

二、体操學理

1、体操ノ目的及必要

2、各運動ノ目的及生理解剖上ヨリ見タル理解及注意

3、体操ト呼吸、体操ト脊柱、体操ト血液循環

4、体操ト職業

5、体操ト衣食住

6、各競技ノ目的ト要領及注意

三、体操教材

(省畧)

四、競 技

(省畧)

五、隨時躰操

(省畧)

六、設 備

1、並行水平棒

2、助木

3、鐵棒

4、跳箱

5、バック

6、平均臺

7、砂場

8、高飛用具

9、鐵彈

10、圓板

11、劍道々具

12、券尺

13、握刀計

14、体量計

15、身長計

七、服 裝

1、男子ニユニホーム、革足袋

2、女子ニ改良服、帽子(頭髮ノ亂ヲ防ク)

八、實施上ノ注意

1、團體的訓練ヲ閑却スベカラザルコト

2、男子ノ教練ハ現行歩兵操典ニ依ルコト

3、身体検査ノ反省ニ依リ個別的指導ヲ怠ラザルコト

4、興味喚起ノ方便物トシテ優賞旗、講評、及記録、等ヲナスコト

十一 見 學

一、團體旅行ノ種類

A 剛健的精神ヲ發揮スル目的ノモノ

B 娛樂ヲ主眼トシ視察ヲ兼ネタルモノ

C 視察ヲ主トシテ娛樂ヲ兼ネタルモノ
D 訓練ヲ主眼トシテ視察娛樂ヲカネタルモノ

二、團體旅行ノ弊害

- 1、睡眠不足
- 2、放縱
- 3、性情ノ荒廢
- 4、惡風ノ傳染
- 5、輕微ナル道德的犯罪

三、團體旅行ノ注意

- A 可成多數ヲ勸誘スルコト出來ウレバ全員
- B 服裝ヲ一定スルコト、青年團服ナレバ最宜シ指導者タル人モ同シ服裝ナルコト
- C 經費節約ノ爲及家族的的生活ヲナス爲米其他食料ヲ携帶スルコト
- D 團體直接引卒ハ團體自活ニ任スルコト
- E 成ルベク汽車ニ乘ラズ徒步主義ノコト
- F 一日五六里位ヲ度トスルコト
- G 宿屋ニ泊ラザルコト豫メ通知依頼シテ農村殊ニ優良ナル村ニ宿泊スルコト
- H 農村ノ宿舍ハ可成學校寺院ニ合宿シ得ル様ニスルコト
- I 團體引卒者ハ常ニ團ヲ代表シテ適當ノ意志表示ヲナシウル様其場合ニ應ジテ研究工夫セシムルコト
- J 指導者ハ母團員ハ兄弟子供タルノ觀念ヲ根底トスルコト
- K 會員必ズ同室ニ寝ネ同時ニ食スルヲ良トス

L 斷ジテ趾ヲノコサザルコトヲ約束スルコト

M 止ムヲ得ズ宿屋ニ投宿スルモ御客ト云フ觀念ヲ持タザルコト故ニ家庭ニアルト同様ニ動作スルコト

N 農村ニ投宿シタ機會ニ視察スルコト

四、團體的訓練ノ利益ト方法

- A 青年相互、指導者ト青年トノ間ニ驚クベキ溫和ノ度ヲ増ス
- B 團體ノ名譽ノ如何ニ大切ナル力ヲ實際ノ環境ニ處シテ味フコトヲ得
- C 青年自身ノ適應性ヲ發達スルコト
- D 他團體ト接シテ嚴肅ナル團體敬禮ヲ爲スノ結果團體トシテノ自尊心ヲ向上スルコト
- E 經費節約、一圓位ニテ三泊旅行ヲナスコトヲ得
- F 年長青年ガ年少青年ヲ愛撫スルノ情非常ニ高マルコト
- G 最親愛ナル友團ヲ造ルコトヲ得
- H 團體的交際ノ端ヲ發スルハヤガテ團トシテ自覺シタル大ナル世界的思想ナリト云ヒ得

五、見學ニ關スル事項及場所

- 1、軍事ニ關スル方面
 - イ、陸軍 各師團司令部參謀本部憲兵隊航空隊衛戍病院
 - ロ、海軍 各鎮守府軍港要港造船所軍艦

2、教育ニ關スル方面

各地補習學校小學校實業學校等

3、實業ニ關スル方面

イ、農業 農事試驗場農林學校其他近縣ニ於ケル農業狀況

ロ、商業 東京横濱其他ノ都會地

ハ、工業 東京長野等

ニ、鑛業 都川御嶽寶村等

ホ、林業 長野秋田北海道等

ヘ、水産業 静岡其他

ト、牧畜業 箱根其他

4、名所舊蹟ニ關スル方面

鎌倉日光笹子トネル其他

大正十一年六月五日印刷
大正十一年六月八日發行



山梨縣東八代郡石和町

編輯兼發行者 山梨教育會東八代支會

山梨縣東八代郡石和町第八十四番戶

印刷者 山口 嘉廣

山梨縣東八代郡石和町第二百七十一番戶

印刷所 深澤印刷所

290
39

終